

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん  
**「障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見**  
 ぶんや せんたく けってい しきゅうけってい  
**(分野C「選択と決定」(支給決定))【その2】**

ぶんや せんたく けってい しきゅうけってい  
**(分野C「選択と決定」(支給決定))**

こうもく せんたく けってい しきゅうけってい ぷろせす つーる  
**<項目C-3「選択と決定」(支給決定)プロセスとツール>**

ろんてん だい かいすいしんかいぎ しょうがいていどくぶん はいし かわる きょうぎ ちょうせい  
**論点 C-3-1) 第3回 推進会議では、障害程度区分の廃止とそれに代わる協議・調整**  
 しきゅうけってい ぷろせす たいせいこうちく ぎろん  
 による支給決定プロセスのための体制構築についての議論がなされた。これらの点  
 かんがえる  
 についてどう考えるか? . . . P 2

ろんてん しょうがいていどくぶん はいしご しきゅうけってい しくみ かんがえるさい しきゅうけってい  
**論点 C-3-2) 「障害程度区分」廃止後の支給決定の仕組みを考える際に、支給決定**  
 あたっ ひつよう つーる かんがえられる がいどらいん ほんにん  
 に当たって必要なツールとしてどのようなものが考えられるか?(ガイドライン、本人  
 ちゅうしんけいかくとう  
 中心計画等) . . . P 13

ろんてん しきゅうけってい あたっ じちたいたんとうしゃ そーしゃる わーく きのう きょうか  
**論点 C-3-3) 支給決定に当たって自治体担当者**のソーシャルワーク機能をどう強化  
 するか? . . . P 26

ろんてん すいしんかいぎ ふふくしんさきかん じゅうようせい してき  
**論点 C-3-4) 推進会議でも、不服審査機関の重要性**が指摘されているが、どのような  
 ふふくしんさ あどぼかしー しくみ ひつよう かんがえられる  
 不服審査やアドボカシーの仕組みが必要と考えられるか? . . . P 38

こうもく そのた  
**<項目C-4 その他>**

ろんてん ぶんや せんたく けってい しきゅうけってい そのた ろんてんおよびいけん  
**論点 C-4-1) 「分野C「選択と決定」(支給決定)」についてのその他の論点及び意見**  
 . . . P 48

ぶんや せんたく けつてい しきゅうけつてい  
(分野C 「選択と決定」 (支給決定))

こうもく せんたく けつてい しきゅうけつてい ぷろせす とつる  
＜項目 C-3 「選択と決定」 (支給決定) プロセスとツール＞

ろんてん だい かいすいしんかいぎ しょうがいていどくぶん はいし かわる きょうぎ ちょうせい  
論点 C-3-1) 第3回 推進会議では、障害 程度区分の廃止とそれに代わる 協議・調整  
による 支給 決定 プロセスのための 体制 構築 についての議論がなされた。これらの点  
しきゅうけつてい ぷろせす たいせいこうちく ぎろん てん  
についてどう考えるか？  
かんがえる

あらいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいていどくぶん かねて かくしゅ しょうがいていどくぶん さーびす うける いったい しゃくど  
障害 程度区分に替えて、各種の 障害 福祉サービスを受けるための 一定の 尺度  
ひつよう きょうぎ ちょうせい しきゅうけつてい きゃっかんせい こうへいせい  
は 必要 であり、協議・調整 によることになっても、支給 決定 の 客観性・公平性  
たんぽ ぜんこくきょうつう きじゅん ふかけつ  
を担保するための 全国 共通 の 基準 づくりが不可欠。

りゆう  
○ 理由

ざいせいふたん ぎょうせい さーびす だとうせい こくみん りかい える  
財政 負担によりまかなわれる 行政 サービスの 妥当性 について、国民 の理解を得る  
ひつよう  
必要 があるため。

いざわいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

にーず ひょうか しきゅうけつてい いったいてき すずめる ほうこう げんそく  
「ニーズへの 評価 と 支給 決定」は 一体的 に進める 方向 を 原則 としながら、  
みんしゅとう しょうがいしゃせいさく ぷろじえくと ちーむ さーびす しきゅう かかる がいどらいん  
民主党・障害者 政策 プロジェクトチームの「サービス 支給 に係るガイドライン」  
さんこう ほんにん ふくめた けいかく さくせい ひつようせい じっし  
も 参考 とすべし。また 本人 も含めた 計画 作成 の 必要性 とそれを実施するための  
あどぼかしー しすてむ ひつよう  
アドボカシーシステムの 必要 がある。

りゆう  
○ 理由

そーしゃる わーかー どうせんもんちょうさかん しえんないようあん さくせい けんりほしょう  
ソーシャルワーカー等 専門 調査官 が支援 内容 案 を作成し、それを権利 保障 の  
かんてん けつしてよくせい さーびす いいんかい かしょう けつてい しちょうそん  
観点 から (決して 抑制 ではなく) 「サービス委員会 (仮称)」により 決定 し、市町村  
しじ あん おおむねだとう かんがえる  
に指示するという案は、概ね 妥当 と考える。

いしばしいん  
【石橋委員】

けつろん  
○ 結論

あてしよくてき いいん せんてい みなおし  
宛 職 的な委員の 選定 の見直し。  
とうじしゃだんたい さんか  
当事者 団体の参加。  
きょうぎ ちょうせいないう こうかい  
協議・調整 内容 の公開。

りゆう  
○理由

こうせい めんばー おなじ ちいき おおい  
構成メンバーが同じという地域が多い  
せんもんてきしきしや しよだいがく ふくめたほう おおく しめて りようしや おおくせしし  
専門的知識者として 諸大学 を含めた方が多く占めているが、利用者 と多く接し  
ちけん もと きょうぎ ちょうせい ぎもん ないよう こうかい  
た知見の下で 協議・調整 しているか疑問であり、内容の公開 もされていない。

うじたいいん  
【氏田委員】

けつろん  
○結論

しょうがいていどくぶん そんざい いみ ぎろん ふかめる じゅうよう  
「障害 程度区分」についてその 存在 の意味について議論を深めることが 重要 で

ある。

りゆう  
○理由

かぎりある よさん せいぎ かんてん こうへい ぶんばい なんらかの きやっかんてきしひょう  
限りある予算を正義の観点 から 公平 に 分配 するために、何らかの 客観的 指標  
ふかけつ げんこう しょうがいていどくぶん はいし ばあい なに かわる  
は不可欠である。 現行 の 障害 程度区分を廃止した場合、何によってそれに代わるも  
こうちく あきらかで こうどうしょうがい おもいひと しえん ひつよう ひと  
のを 構築 するのは明らかでない。 行動 障害 の重い人など支援のより 必要 な人に  
じんいん はいち あつく てきせつ しえん かくほ なんらかの きじゅん ひつよう  
人員 の配置を厚くするなどの 適切 な支援の確保のために何らかの 基準 が 必要 と  
かんがえる きょうぎ ちょうせい せいかく すがた あきらかで たっせい ぎろん  
考えるが、協議・調整（正確な 姿 は明らかでないが）により 達成 できるものか議論  
ひつよう まえ げんこう しょうがいていどくぶん ぶんばい せいぎ かんてん  
が必要である。その前に 現行 の 障害 程度区分について 分配 の正義の観点 から  
こうせい こうへい しきゅうけつてい たんぼ しくみ かくほ おおきな かだい  
公正 かつ 公平 な 支給 決定 を担保する仕組みをどう確保するかが大きな課題と  
かんがえる  
考える

おおくぼいいん  
【大久保委員】

けつろん  
○結論

まず しょうがいていどくぶん はいし いみ ぎろん つくさ ぎもん  
先ず、「障害 程度区分の廃止」の意味について議論が尽くされてきたのか疑問であ  
げんこう しょうがいていどくぶん はいし にちじょうせいかつ こんなん かつどう さんか  
る。 現行 の 障害 程度区分の廃止なのか、 日常 生活 のおける 困難 さや 活動、参加  
せいやく しえん にーず きやっかんてき しめすしひょう しょうがいていどくぶん ふよう  
の 制約 などの支援ニーズを 客観的 に示す 指標 としての 障害 程度区分を不要とす  
るのか。

また、「協議・調整 による 支給 決定 プロセス」におけるガイドラインの位置づけ  
ないよう きょうぎ ちょうせい こうしょうあいて けんのう こうせい こうへい  
や 内容、協議・調整 の 交渉 相手やその 権能 などにおいて、公正 かつ 公平 な  
しきゅうけつてい たんぼ しくみ かくほ おおきな かだい かんがえる  
支給 決定 を担保する仕組みをどう確保するかが大きな課題と 考える。

おおはまいいん  
【大濱委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいていどくぶん にゅうしょ ざいたく わけ ざいたく ばあい くぶん  
障害程度区分は入所と在宅と2つに分け、在宅の場合、区分1hから24hの  
くぶん とどうふけん けんしゅう うけた ちょうさいん いたく かくしょうがいしゃ にち  
24区分とする。都道府県が研修を受けた調査員に委託し、各障害者が1日  
あたり なんじかん かいご ひつよう ふたりかいご ひつよう むし じかん  
当たり何時間の介護が必要か(2人介護が必要かどうかはここでは無視)を、1時間か  
ら24時間の24区分で見守り待機・身体介護・家事援助等の合計時間(家族がい  
ないかてい ちょうさ けん けつてい  
ないと仮定して)で調査し県が決定する。

しちょうそん しきゅうけつてい あたり くぶん どうきよかぞく じょうきょう ふたりかいご  
市町村は支給決定に当たり、この24区分や同居家族の状況、2人介護の  
ひつようせい しゃかいさんか きぼう かんあん しきゅうけつてい そのさい しょうがいしゃ してい  
必要性、社会参加の希望などを勘案して支給決定する。その際、障害者が指定  
した相談支援員を同席させて市町村と障害者が協議調整する仕組みを  
もうける ほうもん さーびす しきゅうけつてい じかん じょうげん ふたりかいご ひつよう  
設ける。(訪問サービスの支給決定は24時間が上限ではなく2人介護が必要なら  
にち じかんいじょう  
ら1日24時間以上になることもある)。

りゆう  
○ 理由

くぶん ちゃくもく しえん にーず おうじたくぶん ばあい  
区分はADLに着目するのではなく、支援ニーズに応じた区分であるべき。その場合、  
しちょうそん ちょうさ ざいせいてきあつりょく しえん にーず すくなく みつもる けいこう  
市町村が調査すると、財政的圧力から、支援ニーズを少なく見積もる傾向があ  
るので、都道府県が(市町村職員以外の調査員に委託して)調査すべきである。  
とどうふけん しちょうそんしよくいんいがい ちょうさいん いたく ちょうさ  
区分は現状の6段階より細かくして、1日1時間の介護が必要なら区分1hとし、  
くぶん げんじょう だんかい こまかく にち じかん かいご ひつよう くぶん  
最高24hの24段階とする。  
さいこう だんかい  
しちょうそん さーびす しきゅうけつてい くぶん さんこう かぞく かいご  
市町村がサービスの支給決定をするときには、この区分を参考に家族が介護でき  
る時間を引き、2人介護が必要な時間を足し、社会参加に必要な時間を足して支給  
けつてい  
決定する。

ふたりかいご にち ひつよう ばあい くぶん しきゅうりょう じかん  
(2人介護が1日1h必要な場合は区分1hで支給量が2時間)。

おざわいいん  
【小澤委員】

けつろん  
○ 結論

しんぽう かんぜんじっし ゆうよきかん あいだ そーしゃる く じゅうし きょうぎ  
・新法の完全実施までの猶予期間の間に、ソーシャルワークを重視した協議・  
ちょうせい もでる しこうじぎょう おこない ほんとうに たいせい かのう じちたい  
調整モデルの施行事業を行い、本当に、どのような体制で可能なのか、自治体  
レベルで、何が必要なのかを検証する。  
れべる なに ひつよう けんしょう

りゆう  
○ 理由

しこうじぎょう じっしょうてき ほしい よだん もとづい ほんだん  
・ここは、施行事業などをもとに、実証的にすすめて欲しい。予断に基づいた判断  
さしひかえ こべつてき たいおう かのう じっしょう  
は差し控え、個別的な対応でも可能か、どうか、実証すべきである。

おだじまいいん  
【小田島委員】

けつろん  
○ 結論

ほんにん しえんしゃ いっしょ しやくしょ けーす わーかー ひつよう さーびす はなし  
本人が支援者と一緒に、市役所のケースワーカーに必要なサービスの話しをする。  
けーす わーかーほんにん しえんしゃ いけん きい さーびす きめる  
ケースワーカーは本人や支援者の意見をよく聞いてサービスを決めるようにする。

りゆう  
○ 理由

ほんにん ほんにん しえんしゃ  
本人と、本人のことをよくわかっている支援者、しょうがいしゃのことをよくわか  
けーす わーかー はなしあつ きめて ひつよう  
っているケースワーカーでよく話し合っ決めていく必要がある。

おの いいん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

しえん ひつようど あきらかに すけーる かいはつ たいせい こうちく  
支援の必要度を明らかにするスケールの開発と体制を構築する。

りゆう  
○ 理由

しょうがいていどくぶん せいかつのうりよく ほんてい  
障害程度区分は、「できる」「できない」で生活能力を判定してしまうため、  
しえん ひつようど  
支援の必要度にならないため。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○ 結論

けんとうかだい  
検討課題とすべきです。  
たいせい つくりかた かんがえられ そうとうぎんみ ひつよう  
体制の作り方はいろいろ考えられ、相当吟味する必要があります。  
せつそく ふじゅうぶん しすてむ じっし こんらん まねき  
拙速に不十分なシステムによって実施することは、混乱を招きます。

りゆう  
○ 理由

きほん しすてむ そうだん たいせい ありかた ほんにん ちゅうしん せいどじょう  
基本システムは相談体制のあり方です。本人中心となれば、制度上の  
しきゅうりょう けつていけん ぎょうせい ていきょう じぎょうたい そうだん たいせい しすてむ  
支給量決定権のある行政や提供する事業体に相談体制システムが  
くみこま にーど ちゅうしん しえん みたせない きけん  
組み込まれていると、ニード中心の支援を満たせない危険があります。

きたうらいいん  
【北浦 委員】

けつろん  
○ 結論

げんじょう しょうがいていどくぶん および しきゅう けつてい ちてきしょうがいしゃ じゅうしょう しんしん  
現状の障害程度区分及び支給決定は、知的障害者や、重症心身  
しょうがいじしゃ てきせい はんてい もんだい かわる しきゅう けつてい  
障害児者には適正な判定をすることに問題がある。これに代わる支給決定  
ほうしき あらたにかいりょう しえんくぶん しんさけつてい ぷろせす ひつよう いし  
方式として、新たに改良された支援区分や、審査決定プロセスが必要であり、医師  
いけんしょ そのさい ひつよう ふかけつ  
の意見書はその際に必要不可欠である。

りゆう  
○ 理由

じゅうしょう しんしん しょうがいじしゃ はんてい げんざい おおしま ぶんるい しょう  
重症心身障害児者の判定には、現在、大島の分類が使用されている。こ  
さらけんとう はんてい てきせい きす ひつよう かんけいしゃ いけん  
れを更に検討して判定の適正を期す必要があると関係者からの意見がある。

きみづかいいん  
【君塚 委員】

けつろん  
○ 結論

くぶん ひつようあく みなおし あらたに  
区分は必要悪である。見直しをして新たにつくる。

りゆう  
○ 理由

かいぎ いけん いえない ひとたち したい ふじゆう じとくべつ しえんがっこう ふけい いけん きく  
会議で意見を言えない人たちや肢体不自由児 特別支援学校の父兄などに意見を聞く  
かいぎ けつてい ぜんたい うけいれる  
べきであり、会議の決定が全体をあらわしているものではないことを受け入れるべき  
である。

こんどういいん  
【近藤 委員】

けつろん  
○ 結論

りようきぼうしゃ に一ず しゃかい しげんとう かんあん せんもんせい たかい けあ まねじめんと  
利用希望者のニーズや社会資源等を勘案した専門性の高いケアマネジメントに  
しきゅう けつてい しくみ ひつよう かんがえる  
よって支給決定がなされる仕組みが必要だと考える。

りゆう  
○ 理由

りようきぼうしゃ じこ せんたく じこ けつてい しえん ひつようど そんなちよう しきゅう けつてい  
利用希望者の自己選択・自己決定、支援の必要度が尊重された支給決定の  
しくみ ひつよう  
仕組みが必要であるため。

さいとういいん  
【齋藤 委員】

けつろん  
○ 結論

げんこう しきゅう けつてい しょうがいていどくぶん はいし ひつよう かわる  
現行支給決定のしくみや障害程度区分の廃止は必要であるが、それに替わる  
しきゅう けつてい きようぎ ちょうせい ふくめて  
支給決定のしくみをどうするかはいわれている協議・調整のしくみも含めてどの  
のぞましい しょうがいこく じれい こくない じれい じゅうぶんけんとう うえ かんがえる  
ようなものが望ましいか、諸外国の事例・国内の事例を十分検討した上で考える

ひつよう  
必要がある。

りゆう  
○理由

いわれている 協議・調整 がうまく機能するならば 問題は ないのだが、その  
担当者・関係者の 育成の問題 も含めて課題は いくつも あると思われる。

しみずいいん  
【清水委員】

けつろん  
○結論

C-1 C-2 と同じ

りゆう  
○理由

西宮の 展開の中での 実感とすれば、協議・調整 による 決定のための 体制  
構築は 十分に 現実性 実効性 のあるものと考えています。

たけばたいいん  
【竹端委員】

けつろん  
○結論

障害 程度区分をやめるならば、協議・調整 のやり方を しんけんに 考えるべきだ。  
今だって、程度区分だけでは 判断 できないので、障害者 と 支援者、自治体が 話し合っ  
て 支給 決定 している 現実がある。区分にかわるものとして、何らかのガイドラインを  
その地域で 定めた上で、それに 合わせて 自治体は 定めることは 十分に 可能だ。

りゆう  
○理由

先の 参考資料（「地域 主導 による 障害者 支援プロセスの ケーススタディ」  
研究 報告書）をまとめる中で、スウェーデンでも アメリカでも イギリスでもなく、  
日本では ほんとうに 協議 や 調整 にもとづいた 支給 の 決定 をしていた 西宮市 のこと  
をしらべた。そして、この仕組みは、よその自治体でも 使うことができる しくみだ、とわ  
かった。できない（変えたくない）理由を たくさん 言い訳 するのではなく、できる理由を  
ひとつ 見つけ、やってみる 努力 をしたいものだ。

たなか のぶ いいん  
【田中（伸）委員】

けつろん  
○結論

障害 程度区分については、「障害」を 社会モデルとして 捉える場合、整合しな  
いので、廃止すべきである。また、協議・調整 による 支給 決定 プロセスの 実現の  
ため、相談 支援 事業 を 拡充 させる 必要 がある。

りゆう  
○理由

しんぽう しきゅうけつてい ぶろせす しょうがいしゃ いし じゅうぶん そんちょう  
新法における支給決定プロセスは、障害者の意思を十分に尊重すること  
きてん しょうがいしゃ かぞく ふくめた かんけいしゃ そうだん しえんいん じゅうぶん きょうぎ  
を起点とし、障害者の家族を含めた関係者と相談支援員が十分な協議を  
おこなっ うえ けつてい しえん うける にさいして しんせいてつづき  
行った上で、決定されるべきである。そして、支援を受けるに際しての申請手続きは  
かのう かぎりかんりやくか しょうがいしゃ しんせいけん そがい てつづき  
可能な限り簡略化し、障害者の申請権を阻害するものであってはならない。手続き  
ぜんたい とおし しょうがいしゃこじん いし そんちょう はんえい ぶろせす こうちく  
全体を通して、障害者個人の意思が尊重され、反映されるプロセスの構築がな  
されるべきである。

たなか まさ いいん  
【田中（正）委員】

けつろん  
○結論

しょうがいていどくぶん はたす やくわり きのう ひはんてき  
「障害程度区分」について、果たす役割と機能について、また批判的にもたらず  
へいがい れつきよ ぎろん ふかめる じゅうよう  
弊害について列挙し議論を深めることが重要である。

りゆう  
○理由

よさんぶんぱい きゃっかんてきしひょう ふかけつ きょうぎ ちょうせい もでる  
予算分配のためには、客観的指標は不可欠である。協議・調整モデルについ  
げんこう しょうがいていどくぶん じかんすう きまら へるばー けい じぎょう  
て、現行の障害程度区分だけでは時間数が決まらないため、ヘルパー系の事業は、  
しゅほう もとづい じかんすう きめて じつたい あきらかに  
この手法に基づいて時間数を決めているととらえているが、この実態を明らかにする  
てがかり えられる  
ことで手がかりが得られるのではないか。  
げんじょうおこなわ へるばー じかんすうけつてい だんどり きょうぎ ちょうせいしゅほう  
現状行われているヘルパーの時間数決定の段取りが協議・調整手法では  
ない ぐたいてき あん けんとう ひつよう かんがえる  
無いとするならば、より具体的な案をしめしての検討が必要と考える。

なかにしいいん  
【中西委員】

けつろん  
○結論

おうべい しきゅうけつてい ぶろせす みて きょうぎちょうせい しきゅうけつてい もでる もっとも  
欧米の支給決定プロセスを見ても協議調整による支給決定モデルが最も  
すぐれたものとして採用されている。日本でも医療モデルから離れて、社会モデルによ  
きょうぎちょうせい もでる さいよう  
る協議調整モデルを採用すべきである。

りゆう  
○理由

しゃかいさんか こみゆにけーしょん にーず 医療モデルの判定ではニーズの発掘す  
らできない。そのニーズを把握できるのは唯一協議調整モデルであることから、  
そうごうふくしほう もでる さいよう  
総合福祉法ではこのモデルを採用すべきである。



なかはらいいん  
【中原 委員】

けつろん  
○ 結論

しんちょう ぎろん ひつよう  
慎重 な議論が 必要 である。

りゆう  
○ 理由

だい かいすいしんかいぎ ぎろん そうごうふくしぶかい ぐたいてき けんとう  
第 3 回 推進 会議では議論されたが、総合 福祉部会においては具体的に 検討 されて  
おらず、協議・調整 による 支給 決定 プロセスの 方向性 が不明である。また、知的  
しょうがいぶんや れきしてき けあ まねじめんと じゅうようせい うったえられ  
障害 分野においては歴史的にみてケアマネジメントの 重要性 が訴えられてきたこ  
とは関係者の 共通 の 認識 である。

なら ぎきいん  
【奈良崎 委員】

けつろん  
○ 結論

ふくし さーびす かんがえて  
ひとりひとりの福祉サービスを 考えてほしい

りゆう  
○ 理由

ほんにん ひと けーす わーかー じょうし ほんにん 入れて けーす かいぎ  
本人 にかかわる人、ケースワーカー、上司 など、と 本人 を入れてケース会議を。

のはらいいん  
【野原 委員】

けつろん  
○ 結論

なんびょう ばあい ほんにん にーず きほん しんだんしょようしき きじゆん  
難病 の場合は、本人 のニーズを基本にして、わかりやすい 診断書 様式 など 基準  
みなおし いし ほけんじょ ふくめたいりょうかんけいしゃ けあ まね どうじしゃだんたい そうだん  
の見直しもふくめ、医師や保健所を含めた 医療 関係者、ケアマネ、当事者 団体、相談  
しえん せんたー ぎょうせい そうごうふくししょく かしょう ふくめたにんてい ふふくしんさ ちえつく たいせい  
支援センター、行政 の 総合 福祉 職（仮称）を含めた 認定、不服審査、チェック 体制  
こうちく ひつよう しちょう おもえない けん ほけんじょ  
の構築が 必要 である。すべての 市町 でこれができるとは思えないので県か保健所ご  
となどの 広域 を受け持つ機関がこれを行う ことが 必要 と思われる。

ひがしがわいん  
【東川 委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ せいかつようしき ひつようど もとづか げんこう しょうがいていどくぶん けんりしゅたい  
障害者 の生活 様式 や必要度に基づかない 現行 の 障害 程度区分は、権利 主体  
しょうがいしゃ いちづけた けんりじょうやく りねん はんする いわ ひつようど  
として 障害者 を位置づけた権利 条約 の理念に反すると言わざるをえない。必要度  
はあく てきかく そーしゃる かー しきゅうけつてい あらためる  
把握が 的確 にできるソーシャルワーカーによる 支給 決定 のしくみに改めるべきであ  
る。

りゆう  
○ 理由

じょうき してき けんりじょうやく りねん はんする しすてむ  
上記 に指摘したとおり、そもそも権利 条約 の理念にも反するシステムであり、

しょうがい ひと じつげん ちいき あたりまえ せいかつ おくる  
障害 のない人は 実現 できる、「地域の 当たり前 の生活」を送ることができない。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

げんこう しょうがいていどくぶん もんだいてん おおく はいし さんせい  
現行の 障害 程度区分は 問題点 が多く、廃止することは 賛成 であるが、まったく  
しきゅうけつてい にかんする きじゆん しんさたいせい せつてい こうせい こうへい せいど  
支給 決定 に関する 基準 や審査 体制 を 設定 しないこととなると、公正・公平 な制度  
うんよう こんなん ぎょうせいてき むずかしく  
運用 が 困難 となることから 行政的 には 難しくなる。

しきゅうけつてい にさいして そーしゃる かー しえん せんもんか だいさんしゃてき  
支給 決定 に際しては、ソーシャルワーカーなどの 支援 の 専門家 による 第三者 的  
たちば かがくてき じっせんてき しんさ たいせい どうにゆう ひつよう  
立場 で 科学的・実践的 に 審査 する 体制 を 導入 する 必要 がある。

りゆう  
○ 理由

じょうき とおり  
上記 の通り。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○ 結論

けつかん おおいしょうがいていどくぶん はいし かわる たいせい そうせつ  
欠陥 の多い 障害 程度区分を 廃止 し、それに代わる 体制 を 創設 すべきである。ま  
こべつ に一ず せんもんちょうさいん せいかく ひょうか きょうぎ ちょうせい いいんかい  
ず、個別ニーズを 専門 調査員 が 正確 に 評価 し、それを 協議、調整 する 委員会 で  
しきゅうけつてい しちょうそん さーびす ていきょう しじ ぷろせす たいせい  
支給 決定 をし、市町村 にサービスの 提供 を 指示 するというプロセスになる。体制  
については、きめ細かな 配慮 のもとに、構築 されるべきである。

りゆう  
○ 理由

ふくし さーびす ていきょう こんぼんてき ふび ぼつぼんてき ぜせい しょうがいしゃ  
これまでの福祉サービス 提供 の 根本的 な不備を 抜本的 に 是正 し、障害者 の  
ちょうしょ ふくげんりょく せんざいてき に一ず ひきだし ゆたかな せいかつ ほしょう  
長所、復元力、潜在的 なニーズを引き出して、豊かな 生活 を 保障 していくこ  
とこそ、緊急 に求められている 最優先 の課題である。

ふじおかいいん  
【藤岡委員】

けつろん  
○ 結論

ここ ていねい けーす わーく もとづく ひつよう しえん りょう きゃつかんてきさんてい おこなう  
個々の 丁寧 なケースワークに基づく、必要 な支援の 量 の 客観的 算定 を 行う  
ひつよう  
必要 がある。

にち しゅう つきあたり ひつようじかん つみあげ にんていきぎょう じゅうよう  
1日 あたり、週 あたり、月あたりの 必要 時間の 積み上げ、認定 作業 は 重要 で  
あろう。

じゅうらい ぎょうせい たんとうしゃ しょうがいしゃ いったいいち ききとり もとづく ぎょうせい  
従来 は、行政 の 担当者 と 障害者 の 1対1 での 聴き取り に基づく 行政 の  
うえ けつてい しくみ ろんてん ふれた せるふ  
上からの 決定 という 仕組み であったが、**論点 C-1-2** で触れた ような セルフ

アドボカシーとチームメンバーの立ち合いを「**勘案 調査**」の要件としていく。

理由

本人の意思決定の尊重、その前提としての本人支援、必要性の客観的  
検証とチームによる**手続保障**が重要と考える。

【増田委員】

結論

障害のある人のニーズや希望を充分に聴きとることや、ニーズを明確にするた  
めの支援が行われ、そのニーズに沿って支援の必要度を市町村が決定する。審査会  
は各自治体によってその運用にばらつきがあるため廃止する。しかし、ニーズを充足  
できない地域状況もあり、不足している社会資源を明確にし、市町村での社会  
資源**拡充**が進められる仕組みが必要。

理由

支給決定はされているが、必要な支援を受けられていない現状もあり、選択と  
決定ができるための**基盤整備**を促す仕組みを構築するべきである。

【三浦委員】

結論

支給決定プロセスは、**公明・公正**が条件なので、国民の理解を得られる  
**協議・調整**モデルが必要である。

また、障害程度区分認定の仕組みを廃止する場合、全国的な支給決定の  
**統一性**を担保するための**枠組み**が必要である。支給決定権者の裁量にのみ  
任せると格差が生まれる可能性があり、支給決定に係るガイドラインやプロセスの  
あり方の構築にあたって**留意**する必要がある。

理由

障害福祉サービスは**税財源**なので、国民に支給決定のプロセスと根拠を明示  
することは**当然**の義務といえる。また、運用レベルにおける**公平**な取扱いを担保す  
ることが**不可欠**であるため。

みつますいじん  
【光増 委員】

けつろん  
○ 結論

ひつよう こと おおく じょうほうていきょう ろんぎ ひつよう  
必要な事、しかしより多くの情報 提供 と論議が必要

りゆう  
○ 理由

しょうがいていどくぶん はいし きょうぎ ちょうせい しきゅう ぶろせす ばあい ほうしゅう  
障害 程度区分を廃止して、協議・調整 による支給 プロセスにする場合、報酬  
かんれん ろんぎ ひつよう  
との関連 はどうするか論議が必要

もりいじん  
【森 委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ けあ まねじめんと とりくみ ひつす しょうがいとうじしゃ  
障害者 ケアマネジメントをとした 取組 が必須であるとともに、障害 当事者  
ちしきち たいけんち じれい じょうほう しゅうしゅう けんとう ふかめ せいかつしえん  
の知識知、体験 知をとした事例などの 情報の 収集 と検討 を深め、生活 支援  
に—ず もとづい しすてむ こうちく かんがえられる  
のニーズに基づいたシステムを 構築 すべきと考えられる。

りゆう  
○ 理由

げんこう しょうがいていどくぶん はいし せいかつしえん してん ほんにん えかくとうたつ  
現行の 障害 程度区分は廃止して、生活 支援という視点から 本人の描く到達 しよう  
せいかつ のぞましい すがた じつげん しきゅうけつてい おこなえる  
る生活 の望ましい 姿 の実現 のための支給 決定 を行えるようにすべきである。

やまもといじん  
【山本 委員】

けつろん  
○ 結論

きょうぎ ちょうせい たいせい ひつよう  
協議・調整 による体制 が必要。

はなしあい ていねい しえん なに してん しえん けつてい  
話し合い 丁寧 にどういう支援があれば何ができるか、という視点からの支援の 決定  
ひつよう  
が必要

りゆう  
○ 理由

しょうめい せまら せいしんしょうがいしゃ りっしょうふのう  
できないことを 証明 しろと迫られても、とりわけ精神 障害者 は立証 不能であ  
る。どういう支援があれば 入院 せずにすむあるいは、こういうことができる、といっ  
してん ひつよう  
た視点が 必要

ろんてん  
【論点 C-3-2】「障害 程度区分」廃止後の支給 決定の仕組みを考える際に、支給 決定  
あたっ ひつよう つーる かんがえられる がいどらいん ほんにん  
に当たって必要 なツールとしてどのようなものが考えられるか？（ガイドライン、本人  
ちゅうしんけいかくとう  
中心 計画 等）

あらいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいていどくぶん しょうがいふくし さーびす うける いってい しゃくど ひつよう  
障害 程度区分のような 障害 福祉サービスを受けるための一定の尺度は必要。  
しょうがいていどくぶん かえて かくしゅ しょうがいふくし さーびす うける いってい しゃくど  
障害 程度区分に替えて、各種の 障害 福祉サービスを受けるための一定の尺度  
ひつよう ほんにんちゅうしん けいかく しきゅうけってい きゃっかんせい  
は必要であり、本人 中心の計画とすることになっても、支給 決定の 客観性・  
こうへいせい たんぽ ぜんこくきょうつう きじゅん ふかけつ  
公平性 を担保するための全国 共通の基準づくりが不可欠。

りゆう  
○ 理由

ざいせいふたん ぎょうせい さーびす だとうせい こくみん りかい える  
財政 負担によりまかなわれる 行政 サービスの妥当性について、国民の理解を得る  
ひつよう  
必要があるため。

いざわいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

じゅうよう かだい こんご ようそべつぶんかかい せいさ ひつよう  
重要 な課題であり今後の要素別 分科会で精査が必要。

りゆう  
○ 理由

つーる かいはつ ぎじゅつてきしんか ひつようせい けいけいに ろんせつふかのう どうじ しばら  
ツール 開発の 技術的 進化の 必要性 があり軽々には 論説 不可能。同時に縛られず  
じゅうなん うんよう きく ねがう  
ぎない 柔軟 な運用 が効くものであることを願う。

いしばしいん  
【石橋委員】

けつろん  
○ 結論

こべつしえんけいかくしよ さくせい てきごうせい ひょうか たいせい  
個別支援 計画書の 作成とその 適合性 を評価 できる 体制。  
いってい しゃかいせい もっ かしきじゅん ひつよう どうじ ほんにんちゅうしん にちじょうせいかつ  
一定の 社会性 を持った価値 基準 が必要。同時に 本人 中心の 日常 生活  
ちょうさ きほん ひつよう しえんりょう さんしゅつ しきゅうけっていないよう こうかい  
調査を基本に必要 な支援 量を 算出 し、支給 決定 内容を 公開する。

りゆう  
○ 理由

かいごほけん さんこう ちょうさひょう ちいきせいかつ してん ひょうか すくない  
介護保険を 参考 にした 調査票 に地域 生活 をする視点での 評価 が少ない。

うじたいいん  
【氏田委員】

けつろん  
○ 結論

かぎりある よさん せいぎ かんてん こうへい ぶんばい なんらかの きやつかんてきしひょう  
限りある予算を正義の観点から公平に分配するために、何らかの客観的指標  
ふかけつ かんてん しょうがいていどくぶん ぎろん ふかめる  
は不可欠であり、その観点から障害程度区分について議論を深めるべきである。

りゆう  
○ 理由

しきゅうけつてい めいしょう たいしょうしゃ にちじょうせいかつ  
支給決定にあたっては、どのような名称であろうと、対象者の日常生活の  
こんなん かつどう さんか せいやく しえん に一ず きやつかんてき しめすしひょう ひつよう  
おける困難さや活動、参加の制約などの支援ニーズを客観的に示す指標は必要  
かんがえる こうどうしょうがい おもひひと しえん ひつよう ひと じんいん はいち あつく  
と考える。行動障害の重い人など支援のより必要な人に人員の配置を厚くする  
てきせつ しえん かくほ ほうしゅう れんどう なんらかの きやつかんてきしひょう  
などの適切な支援の確保のために、報酬と連動した何らかの客観的指標が  
ひつよう かんがえる  
必要と考える。

おおくぼいいん  
【大久保委員】

けつろん  
○ 結論

しきゅうけつてい めいしょう たいしょうしゃ にちじょうせいかつ  
支給決定にあたっては、どのような名称であろうと、対象者の日常生活の  
こんなん かつどう さんか せいやく しえん に一ず きやつかんてき しめすしひょう ひつよう  
おける困難さや活動、参加の制約などの支援ニーズを客観的に示す指標は必要  
かんがえる しひょう きじゆん かんがえかた た しゃ びょうどう きそ  
と考える。その指標の基準は、考え方として「他の者との平等を基礎として」  
ふまえ しょうがい ひと じつたい  
を踏まえ、「障害のない人」の実態ということになる。

りゆう  
○ 理由

わがくに そーしゃる かー せいど しちょうそんしよくいん そうだんしえん  
我が国にはソーシャルワーカー制度はなく、また、市町村職員や相談支援  
せんもんいん せんもんせい じんてきしげん げんじょう がいどらいん ほんにんちゅうしんけいかく  
専門員の専門性や人的資源などの現状から、ガイドラインや本人中心計画  
もちいた ぜんこく くらし いっていすいじゆん ふくし きーびす  
というものを利用したとしても、全国どこに暮らしても一定水準の福祉サービスを  
こうせい こうへい じゅきゅう きやつかんてきしひょう ひつよう かんがえる  
公正かつ公平に受給するうえで、客観的指標は必要と考える。

おおはまいいん  
【大濱委員】

けつろん  
○ 結論

しちょうそん ちょうさ とどうふけん けんしゅう うけた そうだんしえんいんと ういたく  
市町村が調査するのではなく、都道府県が研修を受けた相談支援員等に委託  
して1～24hの区分を決め(c-3-1 大濱意見参照)、それを参考に市町村が支給  
けつてい おこなう そのさい しゃかいさんか きーびす りようじかんたい に一ず りようしゃ  
決定を行うが、その際、社会参加やサービス利用時間帯などのニーズを利用者が  
きにゅう ばあいによっては どうじしゃそうだんいん そうだん つくる ほんにんちゅうしん  
記入した(場合によっては当事者相談員などに相談しながら作る)本人中心  
けいかく もと けんどう そのさい しょうがいしゃ してい そうだんしえんいん どうせき  
計画を基に検討する。その際、障害者が指定した相談支援員を同席させて

しちょうそん しやうがいしゃ きやうぎちやうせい しくみ もうける  
市町村と 障害者が 協議 調整 する仕組みを設ける。

りゆう  
○理由

とくにしゃかいさんか いがい ぶぶん ほんにん もちべーしょん いしき  
特に 社会 参加など A D L 以外の部分については、 本人 のモチベーションや意識に  
さゆう ほんにん ちゆうしん さくせい ひつようせい  
左右されるために、 本人 が 中心 に作成 される 必要性 がある。

おかべいいん  
【岡部委員】

けつろん  
○結論

せいち ゆめ すきる もとめて おもう しせつ  
精緻な「ものさし」や 夢 のような「スキル」を求めてはならないと思う。まずは、施設  
りよう じゆうどかさん きじゆん きょたくかいご ばーそなる あしすたんす  
利用については 重度 加算の 基準、 居宅 介護やパーソナルアシスタンスについては  
りようしゃ せいかつじったい しりよう しゆうかん かげつ しえんけいかく じゆうぶん  
利用者の 生活 実態 がわかる 資料 と 1 週間 / 1 カ月の支援 計画 があれば 十分 で  
はないだろうか。

りゆう  
○理由

しやうがいていどくぶん はんせい ふまえる つーる どうじしゃ しえんしゃ はなしあい  
障害 程度区分の 反省 を踏まえるならば、 ツールは 当事者・支援者 との話し合いや  
あうと りーち もとづき けーす わーかー しえん ひつようせい じっかん ほじよてきやくわり  
アウトリーチに基づきケースワーカーが支援の 必要性 を 実感 するための 補助的 役割  
であることをきちんと かくにん 確認 すべきであるため。

おざわいいん  
【小澤委員】

けつろん  
○結論

しんぽう かんぜんじっし ゆうよきかん あいだ こじんちゆうしんけいかく すとれんぐす けあ  
・ 新法 の 完全 実施までの 猶予期間の 間 に、 個人 中心 計画、 ストレングスケア  
まねじめんと せるふ まねじめんと しほほう たいしやう じっし しこう  
マネジメント、 セルフマネジメント、 などの 手法 を 対象 にあわせて実施する 施行  
じぎょう おこない ほんとうに がいどらいん つーる ひつよう じちたい  
事業 を 行い、 本当に、 どのようなガイドラインおよびツールが 必要 なのか、 自治体  
れべる なに ひつよう けんしょう  
レベルでは、 何が 必要 なのかを 検証 する。

りゆう  
○理由

しこうじぎょう じっしやうてき ほしい よだん もとづい ほんだん  
ここは、 施行 事業 などをもとに、 実証的 にすすめて欲しい。 予断に基づいた 判断  
さしひかえ こべつてき たいおう かのう じっしやう  
は差し控え、 個別的な 対応 でも可能か、 どうか、 実証 すべきである。

おだじまいいん  
【小田島委員】

けつろん  
○結論

ほんにん しえんしゃ いっしょ はなしあつ じぶん ひつよう きーびす けいかく つくる  
本人 と支援者が 一緒に話し合っ、 自分に 必要 なサービスの 計画 を作る。

りゆう  
○理由

じぶん おおい しえんしゃ いっしょ かんがえてけいかく つくる  
自分だけではわからないことが多いから、 支援者と 一緒に 考えて 計画 を作る。

おの いいん  
【小野委員】

- 結論  
ぜんじゅつ  
前述 のとおり。
- 理由  
ぜんじゅつ  
前述 のとおり。

かどやいいん  
【門屋委員】

- 結論  
がいでらいん ひつよう きほん ほんにんちゅうしん けいかく  
ガイドラインは 必要 です。基本は 本人 中心 の 計画 となります。
- 理由  
かくさ しょうじない がいでらいん ひつよう がいでらいん そつ  
格差が生じないためにもガイドラインは 必要 ですし、ガイドラインに沿っているかど  
うかの審査機関なども 必要 となります。
- ほんにん ちゅうしん けいかく いんてー く けいかく ていあん かてい せるふ  
本人 中心 計画 は インターク から 計画 提案 までと、その過程でセルフ  
マネジメント のうりよく けいぞくしえん けあ まねじめんと たいしょう  
マネジメント 能力 によっては、継続 支援のためのケアマネジメントの 対象 とする  
かいなかのゲートキープ 体制 が 必要 です。

かわさき たつ いいん  
【河崎（建）委員】

- 結論  
じっさい ちいき しえん せんもんかしゅうだん しえんひつようどかんさんひょう さくせい  
実際に地域で支援している 専門家 集団 による「支援必要度 換算表」の作成。
- 理由  
じかん はかれる しえん じかん はかる こんなん しえん きょうつう さし ひょうか  
時間で測れる支援と時間で測ることが 困難 な支援を “共通 なもの指し” で 評価 す  
る場合、“時間以外のもの指し”が 必要 。それは、実際に地域 生活 を担っている 専門家  
（せいしんほけんふくしし かんごし かいごふくしし せんもんしよく りんしょうてき けいけんてき  
精神 保健福祉士、看護師、介護福祉士らの 専門職 ）による 臨床的 = 経験的 な  
“支援必要度” 判断 以外にない。

かわさき よう いいん  
【川崎（洋）委員】

- 結論  
ほんにんちゅうしんけいかく ふかけつ がいでらいん さくてい  
本人 中心 計画 は不可欠。そのためにガイドラインを 策定 する。
- 理由  
さーびす こべつてき ほんにん じこ けつてい もとづく がいでらいん ひつよう  
サービスは 個別的なもので、本人 の自己 決定 に基づくが、ガイドラインは 必要 。



きたうらいいん  
【北浦 委員】

けつろん  
○ 結論

支援の判定は、判定者による差異が出ないように、普遍性を持つものとする必要がある。このため、ガイドラインの作成、及び支給決定の審査判定には、障害当事者の代表が関与するものとし、医学的判断を要する決定には医師の意見書は必要不可欠とすべきである。

りゆう  
○ 理由

重症心身障害児者などの医療を必要とする障害児者には、医師の関与が不可欠のものであるからである。

きみづかいいん  
【君塚 委員】

けつろん  
○ 結論

無くすと混乱、重度例の除外となるので、廃止は適切ではない。

りゆう  
○ 理由

従来、軽度の方達を集め、重度の方達を敬遠してしまうという長い間の結果の轍を踏まないようにするためであり、歴史的にみても区分のないということは基本的に無かったと考えられる。

こんどういいん  
【近藤 委員】

けつろん  
○ 結論

相談支援事業やケアマネジメント、地域自立支援協議会の調整・評価機能の強化が図られる必要がある。そのためには、サービス利用計画作成費の支給対象者の範囲を全ての利用者に拡大し、支給決定前に作成するとともに、地域自立支援協議会の設置の義務化と機能強化を法令上明確にすることが求められる。

りゆう  
○ 理由

利用希望者の自己選択・自己決定、支援の必要度が尊重された支給決定の仕組みが必要であるため。

さいとういじん  
【齋藤 委員】

けつろん  
○ 結論

しきゅうけつてい なんらかの きじゆん もうける  
支給 決定 にあたって何らかの 基準 をもうけるべきか、設けるとしたらそれはどのよ  
うなものか、ガイドライン 的 なものでよいのか。また 協 議 ・ 調 整 を担うものは 公 的  
きかん いたく みんかんきかん べつこ さーびす りようけいかくしよ さくせいしゃ  
機関が委託された 民間 機関、またそれとは別個にサービス利用 計画書 の 作成者 が  
ひつよう しょうがいしゃじしん きょうぎさんか しかた ふくめてけんとうかだい おおい  
必要 なのか、 障害者 自身の 協 議 参加の仕方も含めて 検 討 課題は多い。

さかもといじん  
【坂本 委員】

けつろん  
○ 結論

さーびす りよう かた あいだ こうへい しきゅうけつてい しくみ  
サービスを利用される方 の 間 で 公平 に 支給 決定 できるような仕組みであること  
（「ある人にはサービス 量 が多すぎて、ある人にはサービス 量 が少なすぎる」と多く  
ひと おもわ しくみ ふかけつ  
の人が思わないような仕組みにすること）が不可欠。  
また、こうした仕組みを決めるにあたっては、 町 の 事務量 を 十分 考えてほしい。

りゆう  
○ 理由

さーびす りよう かた あいだ さーびす りよう ふこうへい じょうたい  
サービスを利用されている方 の 間 でそのサービス 量 について不公平な 状態 と  
せいど しんらい おおきく そこなわ ほうかい  
なれば、制度の 信 頼 が大きく損なわれ 崩 壊 する。

しみずいじん  
【清水 委員】

けつろん  
○ 結論

おなじ  
C-1-1 と同じ

りゆう  
○ 理由

しきゅうけつてい ひつよう つーる そんざい かち ほうさく つらなり そうご  
支給 決定 に 必要 なツールは 存在 の価値のうけとめの方策 と連なり、相互  
えんぱわーめんと ぜんたいこうぞう れんどう いめーじ ぜんぶ  
エンパワーメントの 全体 構造 に 連 動 していくというイメージです。全部つながって  
かんじ  
いる感じ です。

たけばたいじん  
【竹端 委員】

けつろん  
○ 結論

がいどらいん ほんにんちゅうしんけいかく しょうがいしゃ えんぱわめんと しえん  
ガイドラインや 本人 中心 計画 、だけでなく、 障害者 のエンパワメント支援を  
きかん ぎょうせい じぎょう しゃ じりつ そうだん しえん しゃ ひつよう けつてい  
する機関や、行政 や事ぎょう者から自立した相だん支えん者も 必要 だ。また、決てい  
なつとく ばあい しんさ ば ふふくもうしたてきかん ひつよう  
が納得 できない場合にはそれを審査してもらう場（不服 申立機関 ）も 必要 だ。

りゆう  
○ 理由

この仕組みについても、参考資料（「地域主導による障害者支援プロセスのケーススタディ」研究報告書）参照。

【田中（伸）委員】

○ 結論

医師の診断書と、障害者本人、家族等の関係者及び相談支援員により策定された支援計画が必要であると考えられる。

○ 理由

支給決定に際しては、その支給の対象となる支援が適正なものであることが要請される。この適正性を担保するものとして、少なくとも、支援の必要性を示すものとしての医師の診断書と、支援の相当性を示す支援計画が必要である。そして、この支援計画は、障害者本人、障害者の家族等の関係者、障害特性を十分に理解した専門性を有する相談支援員が、十分に障害者本人の意思を尊重しつつ策定すべきである。

【田中（正）委員】

○ 結論

障害のある方が望む暮らしへの希望を受け止めるシートの開発。そこから導かれるサービス利用のための情報提供のガイドライン。地域にある資源の調整のためのガイドライン。（セルフマネジメントにも対応できるようなもの。資源があれば使うが、無ければ作る際の見通しについてもふれる。）

○ 理由

ガイドライン策定には次の段取りが考えられる。  
① 情報提供とエンパワメント② 本人の意志を受け止めた個別支援計画の作成。  
③ 個別支援計画を支える支給決定の調整。④ 個別支援計画を有効にするサービス調整。⑤ 関連事業所へのサービス調整に対する協力要請。

【中西委員】

○ 結論

知的障害者についてはカリフォルニアで実施されている本人中心計画が優れた制度といえる。身体障害者のほとんどについてはセルフケアマネジメントが

かのう みずからきょうぎちようせい ちほうぎようせい おこなう ばあい  
可能であるので、自ら協議調整を地方行政と行うことができる。その場合に  
とうじしゃ ぴあ さぼーたー ぴあ かうんせらー しえん てきせつ せいしん  
当事者のピアサポーターやピア・カウンセラーが支援にあたることは適切である。精神  
ちてき とうじしゃ きょうぎちようせい なか ぴあ かうんせらー ぴあ さぼーたー  
知的の当事者についても協議調整の中でピア・カウンセラーやピアサポーターの  
しえん ゆうこう ばあい おおい  
支援が有効な場合が多い。

りゆう  
○理由

ぎようせい ちよくせつてき はなしあい しょうがいしゃ きんちょう みずから いし  
行政との直接的な話し合いではほとんどの障害者は緊張して自らの意志  
じゆう ひょうめい  
を自由に表明することができない。そのためピア・カウンセラーやピアサポーター、  
そうだんしえんいん ほんにん もっともしんらい ひとたち しえん ひつす しえんしゃ  
相談支援員や本人が最も信頼する人たちの支援が必須となる。このような支援者  
せいど なか くみこん しょうがいていどくぶん はいしご しきゅうけつてい しすてむ  
を制度の中に組み込んでおくことが、障害程度区分の廃止後の支給決定システムに  
じゆうよう  
おいては重要である。

なかはらいいん  
【中原委員】

けつろん  
○結論

しんちょう ぎろん ひつよう  
慎重な議論が必要である。

りゆう  
○理由

しきゅうけつてい ほんにん ちゅうしん けいかく  
支給決定にあたっては、本人が中心となる計画とすべきことはいうまでもない  
が、ガイドラインの内容が不明である。支給決定にあたり何かしらの客観的な  
がいどらいん ないよう ふめい しきゅうけつてい なにかしら きゃっかんてき  
尺度は必要である。またアセスメントの実施にあたっては、本人の障害状態の  
しゃくど ひつよう あせすめんと じっし ほんにん しょうがいじょうたい  
みでなく、社会参加や活動の状況、本人のおかれている状況などの環境  
しゃかいさんか かつどう じょうきよう ほんにん じょうきよう かんきよう  
よういん ふまえた ひつよう  
要因を踏まえたものとする必要がある。

なら ざきいいん  
【奈良崎委員】

けつろん  
○結論

ほんにん ちゅうしん けーす かいぎ  
本人を中心としたケース会議  
げつ きん はたらい ひと けーす わーか あう じかん  
月から金で働いている人は、ケースワークに会うこともできないので、時間をとっ  
て会ってほしいし、職場を訪問してほしい。  
あつ しょうば ほうもん

りゆう  
○理由

あたりまえ  
それが当たり前

にしたきいん  
【西滝 委員】

けつろん  
○ 結論

そうだんしえんせんもんいん さーびす りょうけいかく さーびす りょう ほんにんほんい  
相談 支援 専門員 による「サービス利用 計画」によりサービス 量を 本人 本位に  
ちょうせい  
調整 する。

りゆう  
○ 理由

いま そうだんしえんじぎょうしょ ちゅうりつてき たちば さーびす りょうけいかく さくせい ひょうか  
今まで 相談 支援 事業所 が 中立的 な立場で「サービス利用 計画」を作成 し 評価  
えて  
を得ている。

ひがしがわいん  
【東川 委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいていどくぶん はいし しえん ひつようど ひょうか がいどらいん かいほう  
「障害 程度区分」は廃止し、「支援の必要度」を 評価 するガイドラインなどを 開発  
することが 必要 である。「支援の必要度」の 評価 方式 については、2003－2005年度に  
さいよう ひつよう しえん ひつようど ひょうかほうしき ねんど  
採用 された、事業 種別 ごとの多次元3 段階 の支援費 障害 程度区分などを 参考 に  
かんがえる また、「統計 平均 方式」ではなく、必要 とされる個々の支援を 合計  
ひつようりょう みちびく こべつたしざんほうしき のぞましい かんがえる  
して 必要量 を 導く「個別足し算 方式」が望ましいと 考える。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ みずからせんたく ちいきせいかつ おくる ひつよう しえん ひつよう  
障害者 が 自ら 選択 した地域 生活 を送るために、必要 な支援について 必要 な  
じかん かくほ こうへい さーびす ていきょう ぐるーぷ ほーむ  
時間が確保され、公平 にサービスが 提供 されるためである。また、グループホームや  
つうしょ にゆうしょ しせつりょう りょうけいやくせいど した しえん ひつようど たかいひと  
通所・入所 の施設利用にあたって、利用 契約 制度の下で、支援の必要度の高い人が  
はいじよ じぎょうしゃ しえんりょう おうじたひょう しばらわ  
排除 されないためである。さらに、事業者 に支援 量 に応じた費用が支払われるため  
ひつよう  
にも 必要 である。

ひらのいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

がいどらいん しょうがい ていど さーびす りょう  
ガイドラインは、① 障害 やその程度により、どういったサービスを利用することが  
だとう めにゅー せんたく がいどらいん しょうがい ていど りょう できる  
妥当かというメニュー 選択 でのガイドライン、② 障害 やその程度により、利用出来る  
さーびす りょう じかん だとう ていきょうりょう がいどらいん りょうめん  
サービスの 量 や時間が妥当かという 提供 量 でのガイドライン、という 両面 があ  
る。これまでのガイドラインは、②の 提供 量 のガイドラインが主であり、しかもこ  
れが ていきょうりょう まっくす さいだいげん せってい さーびす  
提供 量のマックス(最大限)となっていた。設定 するとすれば、①のサービス  
りょう がいどらいん じゅうし さーびす りょう ていきょうりょう  
利用のガイドラインを 重視 したものとし、そのサービス利用や 提供 量 について  
まっくす すたんだーど ひょうじゅんりょう いちづける  
マックスではなく、スタンダード(標準 量)として位置付けることとされたい。

りゆう  
○理由  
じょうき とおり  
上記の通り。

ひろたいいん  
【広田委員】

けつろん  
○結論  
じょうげん ひつよう  
上限が必要。

りゆう  
○理由  
ほんにん のうりょく おかね  
本人の能力をうばう。お金がない。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○結論  
しきゅうけつてい あたっ まず かん ふくしせさくていきょう げんきんきゅうふ てんかん  
支給決定に当たって、先ずこの間の福祉施策提供の「現金給付」への転換を、  
げんぶつきゅうふ せいかつもんだい たいおう しすてむ さいこうちく  
「現物給付」にもどして、さまざまな生活問題に対応するシステムを再構築し  
ていくことが求められる。加えて、障害当事者の住宅確保、就労支援、福祉  
じぎょうしゃ ほうしゅう ひきあげ りょうりょう げんそくむりょう きーびす けいぞく  
事業者の報酬引き上げ、利用料の原則無料などによって、サービスが継続し  
て支給されるようにすべきである。ガイドラインの開発、障害者が主体的役割を  
になうしえんけいかくづくり ひつよう  
担う支援計画作りが、必要になってくる。

りゆう  
○理由  
しょうがいとうじしゃ はいじょ せさくけつてい しくみ こんにち しょうがいしゃ  
障害当事者を排除してきたこれまでの施策決定の仕組みが、今日の障害者  
せさく ひんこん まねい げんいん きも めいじ おもいきつ はっそう てんかん はかる  
施策の貧困を招いてきた原因であることを肝に銘じ、思い切った発想の転換を図る  
ことが じゅうよう こくせい じっし しょうがいしゃさんか とどうふけん しちょうそん  
重要である。いま、国政で実施されてきた障害者参加が、都道府県・市町村  
おこなわ しょうび かだい  
でも行われることが焦眉の課題である。

ふじおかいいん  
【藤岡委員】

けつろん  
○結論  
ほんにん せいかつ ほんにん じこ けつてい ほしょう まもら さいじゅうようこうもく  
本人の生活であり、本人の自己決定の保障が守られているかが最重要項目  
である。

ひと さんげん にんげん けんこうてき せいかつ ほしょう こべつ  
そして、その人の尊厳と人間らしく健康的な生活が保障されているか、個別の  
ひつようせい みたさ ひつようせい かいなか ちょうさじこう  
必要性が満たされ、かつ、必要性があるか否かが調査事項である。

そして、その前提として、ちんてん 論点 C-1-2) で触れたような、エンパワメント支援、セルフ  
あどぼかしー せいど じゅうじつ じゅうよう  
アドボカシー制度が充実していることが重要。

りゆう  
○理由

ニーズ把握の基本は、当該本人の個別の事情に基づく必要性の把握である。  
従来、行政側が予め決めた定型的な枠を押し付けられてきたのが  
障害者の実態であり、障害者のニーズは個々それぞれであり、それは必ずしも  
「障害の程度・重さ」に単純比例するものでもない。  
自立支援法第22条及び同法施行規則12条の定める勘案調査事項として、

- ・程度区分と心身の状況
- ・介護者側の状況
- ・介護費受給状況
- ・介護保険利用状況
- ・福祉サービスの利用状況
- ・本人の利用意向の具体的内容
- ・本人がおかれている環境
- ・サービス提供の整備状況

が規定されてきたが、根本変革が必要である。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○結論

本人中心、本人のニーズや希望に沿ったものとするという、その人にとって必要な支援の実現するためのツールとする。支援の必要度を決定する仕組みとしては、目安となるようなガイドラインは必要だが、基本は相談支援の中でその人のニーズの明確化が行われる。  
ニーズが変化するものであることも配慮したツールであることが求められる。

りゆう  
○理由

支援の必要性を明確にするガイドラインについては、新たな制度の構築となるため、実態調査なども踏まえて慎重に検討され、試行的な取り組みを行いつつ、決定する必要がある。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○結論

ガイドラインは当然に必要である

本人のニーズを聴きとり、ストレングス視点を大切に、エンパワメントを目標とした個別支援計画と本人中心計画の違いは何かを伺いたい。全く別のものであれば、本人中心計画を検討する必要もあるが、定着してきている個別支援計画の、質の向上をはかっていくことが有効であると考えている。

みつますいん  
【光増 委員】

けつろん  
○ 結論

既存の考えも含めて、どのような方法がいいか当事者、学識経験者からのヒヤリングも必要でないか。あわせて諸外国の支給決定の現状を情報提供する。

りゆう  
○ 理由

支給量と報酬は連動するのか、それとも報酬は別立てで論議するのか確認が必要。

障害程度区分はあえて、三障害統合した考え方の尺度にした。障害の範囲を拡大する方向性もあるので三障害統合をさらに拡大するので、あえて三障害の統合の支給決定は必要がないのでないか

もりいん  
【森 委員】

けつろん  
○ 結論

障害当事者の知識知、体験知をもとにした事例などの情報の収集と検討を深め、生活支援のニーズに基づいたシステムを構築すべきと考えられる。

りゆう  
○ 理由

QOLの視点を踏まえた、障害の種類などをもとにした「生活」に関するアセスメントを行い、障害者ケアマネジメントをもとにした支援が必要と考える。

やまもといん  
【山本 委員】

けつろん  
○ 結論

本人の希望を丁寧に聞き取り、アドボケイトがついた上で、話し合いによる決定が重要である。

このアドボケイトが自己決定支援者としても位置づけられることが重要

りゆう  
○ 理由



ほんにん せいかつ ほんにん いちばん しつ いじょう ほんにん きぼう もとづい  
本人の生活は本人が一番よく知っている以上あくまで本人の希望に基づいた  
けいかく むいみ  
計画でないと無意味である。

ろんてん  
論点 C-3-3)

しきゅうけつてい あたっ じちたいたんとうしゃ そーしゃる わーく きのう きょうか  
支給 決定 に当たって自治体 担当者 のソーシャルワーク機能をどう 強化  
するか？

あさひないいん  
【朝比奈委員】

けつろん  
○ 結論

じちたいたんとうしゃ そーしゃる わーく きのう ていか せいさくりつあん  
自治体 担当者 のソーシャルワーク機能が低下すると、政策 立案 などさまざまな  
ばめん はきゅうてき ふつごう しょうじる おおい かんじて じんじこうりゅう おこなう  
場面で 波及的 に不都合が生じることが多いと感じています。人事 交流 を行う、  
こうむいん 民間のソーシャルワーカーと一緒に 働く などにより、公共 政策 として  
じちたい そーしゃる わーく きのう いじ ひつよう  
の自治体のソーシャルワーク機能を維持しておくことが 必要 です。

あらいいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

じちたいしょくいん たいおう ぎょうむぶんたん せいり そーしゃる わーく ぎょうむ じゅうぶん  
自治体 職員 が対応 すべき業務 分担 を整理し、ソーシャルワーク 業務 に 十分  
たいおう じんざいいくせい おこなう せんもんしょくいんはいち ひつよう ちほうざいせい  
対応 できるように人材 育成 を行う とともに、専門職 員配置に 必要 な地方 財政  
そち こう  
措置を講ずるべき。

りゆう  
○ 理由

そうだんしえんぎょうむ しちょうそん いたく うけた そうだんしえんぎょうしゃ おこなっ  
相談 支援 業務 は、市町村 とその委託を受けた 相談 支援 事業者 が 行っており、  
やくわりぶんたん めいかく たいおう じゅうぶん じょうきょう  
その 役割 分担 は 明確 でなく、対応 が 十分 とはいえない 状況 にあるが、これは、  
しちょうそん せんもんしょくいん いくせい はいち ふじゅうぶん げんいん かんがえられる  
市町村 の 専門職 員の 育成 ・配置が 不十分 であることが 原因 と考えられること  
かいぜん はかるひつよう  
から、改善 を図る 必要 がある。

いざわいいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

じちたい さいしゅうはんだん かくほ ひつよう せんもんしょく はいち ひつよう  
自治体の 最終 判断 を確保する 必要 はあるので、「専門職 」の配置が 必要

りゆう  
○ 理由

しきゅうけつてい さいし しちょうそん さいしゅうはんだん ひつよう たちば そーしゃる  
支給 決定 に際は 市町村 の 最終 判断 が 必要 であり、その立場でのソーシャル  
わーくきのう 民間 とともに つくつ いく はっそう もち とりくむ ひつよう おもう  
ワーク機能とともに、民間 と共に創って行く 発想 を持ちながら 取り組む 必要 を思う。

いしばしいん  
【石橋 委員】

けつろん  
○ 結論

ふくしじむしょきのう ふっかつ じゅうじつ  
福祉事務所機能の 復活 と 充実 。

せんになん しょくいん はいち  
専任の職員を配置。

せんになん りようしゃ ひょうか ぎょうむひょうか ひつよう  
専任されたものは、利用者からの評価による業務評価が必要。

せんになんしゃ きかん さいてい ねん  
専任者の期間を最低5年。

りゆう  
○理由

じむ しょりじかん おおく そーしゃる わー くきのう はたらい  
事務処理時間が多くソーシャルワーク機能が働いていない。

うじたいいん  
【氏田委員】

けつろん  
○結論

しょうがいしゃ かぞく にーず にとづく さーびす ていきょう けいかく しきゅうけつてい  
障害者や家族のニーズに基づくサービス提供を計画し支給決定するなどの  
せんもんせい ひつよう じちたい たんとうしゃ しゃかい ふくしし ようけん ふくし  
専門性が必要である、そのために自治体担当者は社会福祉士を要件とする福祉  
しよく  
職とすべきである。

りゆう  
○理由

かくしょうがい いたいする せんもんせい ていきょう しきゅうけつてい そのご もにたりんぐ きのう  
各障害に対する専門性の提供と支給決定、その後のモニタリング機能を  
もつ ひつよう ひつよう ひと ふくし いきわたつ せいぎ  
持つことが必要である。また、必要な人に福祉が行きわたっているかなどの正義の  
かんてん こうへい こうせい しきゅうけつてい のうりよく ひつよう  
観点から公平・公正に支給決定することのできる能力が必要であるから。

おおくほいいん  
【大久保委員】

けつろん  
○結論

まず こんご じちたい たんとうしゃ そーしゃる わー くきのう もとめる そうだんしえんじぎょうしゃ  
まず、今後、自治体担当者にソーシャルワーク機能を求めるのか、相談支援事業者  
そーしゃる わー くきのう もとめる そのさい しきゅうけつてい けんげん あたえる  
にソーシャルワーク機能を求めるのか、また、その際、どこまで支給決定権限を与える  
のかなどの議論が前提であり、本論点について述べることは困難である。

りゆう  
○理由

げんじょう ちほう じちたい じむりょう じんてきしげん ふくし じむしよ きのう とらえ  
現状の地方自治体の事務量や人的資源、福祉事務所の機能などをどのように捉え、  
げんじょう そうだんしえんじぎょうしよ じつたい もとめるきのう とらえる  
また、現状の相談支援事業所の実態や求める機能をどのように捉えるかというこ  
とがある。また、支給決定プロセスをどのようなかたちにするかによって、実際の  
そーしゃる わー くきのう ことなっ かんがえる  
ソーシャルワーク機能も異なってくると考える。

おおはまいいん  
【大濱委員】

けつろん  
○結論

すいしんかいぎこうせい しょうがいしゃだんたい ぜんこく しょうがいしゃだんたいとう けんしゅうかい  
推進会議構成の障害者団体など全国の障害者団体等による研修会を  
くにしゅさい じちたい しょくいん いたいして おこない しょうがいとうじしゃ してん たつ そーしゃる わー  
国主催で自治体職員に対して行い、障害当事者の視点に立ったソーシャルワー

くきのう ゆうする いしきいかく つとめる  
ク機能を有するよう意識改革に努める。

りゆう  
○理由

しょうがいしゃ けあ まねじめんと けんしゅう くに とどうふけんしよくいんとう けんしゅう  
障害者 ケアマネジメント 研修 では国が都道府県職員等を研修し、  
とどうふけん しちょうそん けんしゅう ちいき ないよう こうたい  
都道府県が市町村を研修したが、地域によっては内容に後退がみられた。  
しちょうそんがっぺい しちょうそんすう へつ くに けんしゅうかい かいさい ちよくせつ  
市町村合併で市町村数が減ったので、国が研修会を開催し、直接  
しちょうそんしよくいん にたいして あたらしいかんがえかた けんしゅう  
市町村職員に対して新しい考え方を研修するほうがよい。

おかべいいん  
【岡部委員】

けつろん  
○結論

けーす わー くぎょうむ にたいする じゅうぶん じんいんはいち しょうぐう けーす  
ケースワーク業務に対する十分な人員配置としかるべき処遇、そしてケース  
わーかー みずから くみとつ しえん ひつようせい きゅうふ かのう けんげん  
ワーカーが自ら汲み取った支援の必要性を給付につなげることを可能とする権限  
よさん ひつよう  
と予算がまず必要である。

りゆう  
○理由

いま じちたい しょうがいふくしたんとうしゃ もっとも ひつよう けんしゅう けいけん よろこび  
今自治体障害福祉担当者に最も必要なのは「研修」ではなく「経験（喜び  
こうかい つみかさね しえんびせいど ねんかんつづけて かくとく  
と後悔の積み重ね）」であり、（支援費制度を5年間続けていれば獲得できていたか  
えんご じっししゃ きょうじ せきにんかん じっかん かいふく  
もしれない）援護の実施者としての矜持と責任感の実感／回復であるため。

おざわいいん  
【小澤委員】

けつろん  
○結論

じちたい そうだんしえんきのう きょうか ひつよう じんじいどう  
・自治体の相談支援機能の強化は必要。そのためには、人事異動をひんぱんにしない  
せんもんしよく せっち ひつよう  
専門職の設置が必要。  
みんかん きやりあ すたっふ じちたい たんとうしゃ せつきよくてき  
・あるいは、民間のキャリアのあるスタッフを、自治体担当者として、積極的に  
さいよう  
採用する。

りゆう  
○理由

じんじいどう げんじょう じんざい そだた じちたい じつたい  
・人事異動のひんぱんになされる現状で、人材が育たないのが、自治体の実態。  
こうむいん さくげん しんき しちょうそん れべる せんもんしよく さいよう みとおし  
・公務員の削減があり、新規に、市町村レベルで、専門職が採用される見通しも  
ひじょう わるい こくさいてき せんしんこく なか じんこう こうむいん ひじょう  
非常に悪い。（国際的にみて、先進国の中で、人口あたりの公務員が非常に  
すくない にほん せいとう こうむいんさくげん  
少ない日本だが、ほとんどの政党は、さらなる公務員削減をかけたので、  
みとおし まったく  
見通しは全くくらい)

おだじまいいん  
【小田島委員】

けつろん  
○ 結論

けいけん けいす わーかー しやくしよ  
経験 があり、しょうがいしゃのことをよくわかるケースワーカーが市役所にいるよ  
うにする。

けいす わーかー どうじしゃ しえんしゃ いけん きく  
ケースワーカーは当事者や支援者の意見をよく聞くようにする。

りゆう  
○ 理由

しやくしよ けいす わーかー ひと ぼく  
市役所のケースワーカーの人に僕たちのことをもっとよくわかってもらいたい。

おの いいん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

にーず はくくつ いらぐちそうだん いんてー く わー く ちょうさ しんさかい ほうこく しえん  
ニーズの発掘、入口相談、インテークワークから、調査・審査会への報告、支援  
りようご あふたー ふおろー きょうか  
利用後のアフターフォローなどを強化すべき。

りゆう  
○ 理由

じりつしえんほう しょうがいていどくぶん ちょうさ ほうこくいじょう しごと  
自立支援法では、障害程度区分の調査と報告以上の仕事をしようとしていない。  
まどぐち こなけれ そうだん おうじない みずから にーず ほりおこす  
窓口まで来なければ相談に応じないし、自らニーズを掘り起こすこともできない。さ  
らに支援結果の把握をしていない。つまり、ソーシャルワークという業務になっていな  
い。

かしわめいいん  
【柏女委員】

けつろん  
○ 結論

しやくかい ふくしししかく ゆうするしゃ にんよう うながす ひつよう  
社会福祉士資格を有する者の任用を促すことが必要である。

りゆう  
○ 理由

そうだんしえん そーしゃる わー く ちしき ぎじゆつ ふかけつ  
相談支援にはソーシャルワークの知識と技術が不可欠である。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○ 結論

げんこう ていきてきいどう おこなわ きたい  
現行の定期的異動が行なわれているあいだは、あまり期待ができません。  
ふくしせんもんしよく はいち かんがえかた げんこう かんきょう よさん かくほ  
福祉専門職を配置する考え方もあるが、現行の環境では、予算を確保したり、  
せさくか ぎょうせいほんらい ぎょうむぶぶん せんもんせい たかめる かんがえます  
施策化するといった行政本来の業務部分の専門性を高めるべきと考えます。しか  
し、しげん かいはつ ちいき とくせい たいしやう とくせい ちょうさ ぶんせき きのう せさく ほうしん  
し、資源開発など地域特性と対象特性の調査分析機能と施策方針は  
そーしゃる わー くきのう いちぶ になう かんがえます  
ソーシャルワーク機能の一部を担うべきと考えます。

りゆう  
○理由

かくしゆ ぎようせいけいかく ちょうさ おこなわ ちょうさ  
各種の行政計画を調査のもとに行われているはずなのですが、その調査は  
じったい はあく しょうしょうもんだい かんがえて そーしゃる わーく  
実態を把握するには少々問題があると考えています。ソーシャルワークはその  
きほん ちいきしゃかい びょうり げんいん ちょうさ しゅほう めいかくか こべつしえん  
基本に地域社会の病理の原因を調査などの手法によって明確化し、個別支援の  
ひつようせい しゃかいかんきょう さゆう よういん あきらかに じょきょかいけつ はかる  
必要性が社会環境によって左右される要因を明らかにして除去解決を図る  
ほうしん だす おもい  
方針を出すことだと思います。

そうごうふくしぶかい ちょうさ きまつ しちょうそん こべつ じゅうみんちょうさ  
総合福祉部会において調査が決まっていますが、市町村は個別の住民調査に  
しえん せさく ぐたいてき けんとう ちいきしえんたいせい じゅうじつ  
よって支援の施策を具体的に検討することなしに地域支援体制は充実しません。  
じりつしえんほう はあく じょうほう しゅうやく じったいはあく かのう  
自立支援法で把握された情報の集約だけでも、かなりの実態把握は可能と  
かんがえられ けいぞくてき じっし のぞま  
考えられ、これらが継続的に実施されることが望めます。

にんげん せいかつ かんがえる いったい きじゅん きょういく いくせい  
人間の生活を考えるとき、一定の基準があれば、教育や育成もしやすいので  
すが、まったくないところからの出発は、難しく時間がかかるように思えます。たと  
えば、しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし じゅけんしかく える ようせい だいがく  
社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を得るための養成には、大学にお  
いて4年間 ねんかん つうしんきょういく ねんはん じかん ねん がつ  
いて4年間。通信教育でも1年半ほど時間がかかります。ですので、25年8月  
には間に合いません。また、まにあい じちたいしよくいん みんせいひよさん はいぶん げーと きーぱー  
自治体職員が民生費予算を配分するゲートキーパーの  
やくわり まかせられれ こうど ぎじゅつ ひつよう  
役割も任せられれば、さらに高度な技術が必要となります。

こんどういいん  
【近藤 委員】

けつろん  
○結論

ふくし せんもん しょくいん いどう たんとう しょうがいしゃ せいかつ おおきな ひつよう  
福祉専門職を配置し、専門的なソーシャルワークが行われることが必要である。

りゆう  
○理由

ふくし せんもん しょくいん いどう たんとう しょうがいしゃ せいかつ おおきな  
福祉を専門としない職員が異動し担当となることは、障害者の生活に大きな  
えいきょう あたえる  
影響を与えるため。

さいとういいん  
【齋藤 委員】

けつろん  
○結論

しきゅうけつてい さいしゅうけつていしゃ じちたいたんとうしゃ ぜんめんてき けつてい  
支給決定の最終決定者は自治体担当者となろうが、全面的にその決定を  
じちたいたんとうしゃ になう そーしゃる わーく きゆう ぎょうか げんじちたい  
自治体担当者が担うとすればそのソーシャルワーク機能を強化するには現自治体  
しょくいん かぎ いくせい そうとう じかん ろうりよく ひよう ひつよう  
職員に限られてくるので、その育成には相当の時間や労力・費用を必要とする  
ことになる。いったい きのう いたく みんかんきかん ひと たちば しかく とわ  
一定の機能の委託を民間機関にうるとしたらその人の立場・資格が問われ  
ることになり、ここでも じゅうぶん けんとう ようする  
充分な検討を要する。

さかもといいん

【坂本 委員】

けつろん

○ 結論

ちょうしょくいん そーしゃる わーく てき ちから ふくめてりきりょう あげて ひつよう  
町職員 のソーシャルワーク的な力も含めて力量を上げていくことは必要と  
しても、相談支援に応じる体制を町職員だけで整えるのか委託するののかも  
ふくめて ちょう じつじょう おうじたたいせい たいおう じゅうなん しゅみ  
含めて、町の実情に応じた体制で対応できるような柔軟な仕組みであることを  
きぼう ちょう じむりょう ていど ふえる じゅうぶん けんとう ひつよう  
希望。町の事務量がどの程度増えるのか十分な検討が必要。

ちょうしょくいんとう にたいして そーしゃる わーくきのおう きょうか もとめる  
また、町職員等に対してソーシャルワーク機能の強化を求めるならば、きちん  
けんしゅう おこなう しょうごうめん きんせんてきしえん くに けん  
とした研修を行うことや、処遇面などの金銭的支援などを国や県がしっかり  
おこなう ひつよう  
行うことが必要。

りゅう

○ 理由

しょうがいふくしぎょうせい たいせい せいび ちょう かんがえかた  
障害福祉行政にどのくらいの体制を整備するかは町によってその考え方は  
おおきくことなる ちょう じつじょう おうじてたいせい くめる じゅうなん しゅみ  
大きく異なるので、町の実情に応じて体制が組めるような柔軟な仕組みでない  
けつきょく いか しょうがいしゃ こまる にんずう すくないちょうしょくいん  
と、結局うまく行かず、障害者が困ることになる。また、人数が少ない町職員  
とう にたいする けんしゅう しょうごうめん しえん しょくいん もえつきて  
等に対する研修や処遇面での支援がなくては職員が燃え尽きてしまうおそれも  
ある。

しみずいいん

【清水委員】

けつろん

○ 結論

ぎょうせい そうほうこうきょうどうこうちくがた てんかい すずめる  
行政と双方向共同構築型の展開を進める。

ぎょうせい ひと いい いい いっしょ なかよく  
(行政の人と言いたいことを言いながら一緒に仲良くやっていく。)

りゅう

○ 理由

にしのみや ばあい とうじしゃ そうだんしえんじぎょうしょ いっしょ しゅみ  
西宮の場合、当事者、相談支援事業所が一緒になって、わがまちの仕組みをつ  
くっていく中で、自治体担当者 のソーシャルワーク機能が高まっていくことを実感し  
なか じちたい たんとうしゃ そーしゃる わーくきのおう たかまっ じっかん  
てきました。が・・・。

たけばたいいん

【竹端 委員】

けつろん

○ 結論

きょうぎ ちょうせい やりかた じちたい たん しゃ ほんにん  
協議・調整のやり方をすすめるためには、自治体の担とう者がきちんと本人の  
にーずをわかつことが必要だ。だから、自治体でその役をする人へのトレーニングは  
ひつよう いっぱんてき じちたい ねん じちたい ひと しごと  
必要だ。ただ、一般的な自治体では2、3年にいちど、自治体の人は仕事が変わる

（人事異動）。でも、この障害者福祉では、自治体担当者にも専門性をもとめられる。だから、ほんとうは福祉の資かく（社会福祉士、精神保健福祉士など）を持っている人がなうべきだ。

#### ○理由

お年寄りの介護保けん制度ができた10年まえは、福祉の人材がまだ十分に育っていなかった。だが、この10年で、福祉の資かくを持っている人はかなりふえた。自治体の職員の中でも、たくさんいる。そういう人が、専もん性を活かして働くことがたいていせつだ。また、資かくをもっていない人にも、相だん支えん専もん員のようにトレーニングする仕組みをつくれればよい。

#### 【田中（伸）委員】

#### ○結論

支給決定に関わる自治体担当者についても、障害特性を十分に理解する必要があるので、適切な研修を定期的実施し、障害者の実際の生活実態を十分に把握するよう努めるべきである。

#### ○理由

支給決定プロセスは、障害者個人の意思を尊重し反映することが起点となるが、障害者の生活実態を十分に把握した者が支給決定プロセスに関わることも必要である。自治体担当者がそのような存在となることが、ソーシャルワーク機能の強化につながると考える。

#### 【田中（正）委員】

#### ○結論

支給決定にあたって必要とされるソーシャルワーク機能の課業の整理が必要。たとえばガイドラインでも提案した①情報提供とエンパワメント②本人の意志を受け止めた個別支援計画の作成。③個別支援計画を支える支給決定の調整。④個別支援計画を有効するサービス調整。⑤関連事業所へのサービス調整に対する協力要請。が一連の流れとして考えられるが、この行程において、自治体関係者、相談支援専門員等の調整機能とサービス提供者そして何よりも本人の意志の確認を利用後のモニタリングまでを含めて、どのように組み入れて整理するかの議論が必要。その後自治体担当者のソーシャルワーク機能という切り取ら



もんだい みえて かんがえる  
れた問題が見えてくると考える。

りゆう  
○理由

わがくに そーしゃる きのう みじゆく  
我が国においてソーシャル機能が未熟なため。

なかにしいいん  
【中西 委員】

けつろん  
○結論

にほん そーしゃる わー かー しせつじっしゅう がくしゅう  
日本のソーシャルワーカーはいないといわれている。これは施設 実習 のみを学習  
たんい ちいき けあ けんしゅう しすてむ つくつ そーしゃる  
単位として地域ケアの研修 ができないシステムを作っているからである。ソーシャル  
わー かー けんしゅう なか しょうがいしゃしえん じかん じゅうぶん ちいきせいかつ  
ワーカーの研修 の中で 障害者 支援の時間を 充分 とるべきであり、地域 生活 の  
しえん じっしゅう くみこま こんごひつよう そーしゃる わー かー うまれて  
支援の 実習 を組み込まなければ、今後 必要 とされるソーシャルワーカーは生まれてこ  
ない。現状 の市のソーシャルワーカーは少なくとも 医療 機関の 専門家とは異なり、  
げんば しょうがいしゃ せいかつじたい みて あやまつ ほんだん  
現場での 障害者 の生活 実態 を見ているので、それほど 誤った 判断 をすることは  
ないといえるが、他の 部局 から配置されて2,3年しかその 職 にとどまらない 現状 の  
ぎょうせいきかん しすてむ せんもんしよくか ひつよう しんにんしゃ ちいき  
行政 機関はシステムを 専門職 化する 必要 があることと、新任 者については地域  
そうだんしえんきかん かいごはけんじぎょうしょ けんしゅう びあ かうんせらー びあ さぽーたー  
の 相談 支援機関や介護派遣 事業所 での 研修 、ピア・カウンセラーやピアサポーター  
しょうがい けんしゅう じりつせいかつ りねん つたえる けんしゅう ぎむづける  
からの 障害 についての 研修 と自立 生活 の理念を伝える 研修 を義務付けるべきで  
ある。

りゆう  
○理由

げんざい じちたい そーしゃる わー かー し しきゅう けつていきじゅんひょう そつ しきゅう  
現在の自治体のソーシャルワーカーは市の支給 決定 基準 表 に沿って支給  
けつてい おこなつ にーず ほんてい しきゅう けつてい おこなえて げんじょう  
決定 を行っており、ニーズを判定した支給 決定 を行えていない。この 現状 を  
あらためる こべつ にーず たいおう せんもんか そーしゃる わー かー ひつよう  
改めるためには個別のニーズに 対応 できる、専門化したソーシャルワーカーが 必要 と  
げんじょう じりつせいかつ せんたー しょくいん きょうぎちようせい おこない  
なっている。現状 では自立 生活 センターの 職員 が協議 調整 を行い、このよう  
しんにん そーしゃる わー かー けんしゅう おこなつ  
な 新任 のソーシャルワーカーの 研修 を行っている。

なら ぎきいん  
【奈良崎 委員】

けつろん  
○結論

けーす わーかー いちかげつほんひとたち あい はなし きく  
ケースワーカーは1ヶ月本人たちに会い、話 を聞く。

りゆう  
○理由

ほんひとたち けーす わーかー ひと しら ひと おおい  
本人たちがケースワーカーの人を知らない人が多いから

にしたきいん  
【西滝委員】

けつろん  
○ 結論

せんもんせい たかめる しょうとりくみ もとめられる こんなん けーす たちむかう きょうじん  
専門性 を高めるための諸取り組みが求められる。困難 ケースに立ち向かう強じんな  
せいしんりょく みにつけて ひつよう すう けーす わーかー はいち  
精神力 を身につけていただきたい。また、必要な数のケースワーカーを配置された

い。

りゆう  
○ 理由

じんいんさくげん しゃくしょ そうだんしえんじぎょうしょ けーす なげ さいきん めだつ  
人員 削減 で市役所 から相談 支援 事業所 へのケースのまる投げが最近 目立つ。  
こうむろうどう じゅうよう やくわり さいにんしき ひつよう しょくいんはいち つとめられ  
公務 労働 の重要な役割を再認識し必要な職員配置に努められたい。

ひがしがわいいん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

じちたいたんとうしゃ そーしゃる わー かー おおきな もんだい  
そもそも、自治体 担当者がソーシャルワーカーではないことが大きな問題 である。  
しょうがいしゃ にーず せいかつじったい てきかく はあく ひつよう しえん はんたん  
障害者 のニーズや生活 実態を的確に把握し、必要な支援についての判断 ができ  
るソーシャルワーカーに 裁量権 をゆだねるべきである。また、現行 制度では、支給  
けつてい さーびす けいかくさくてい けあ まねじめんと だんかい だんかい じっし  
決定 とサービス 計画 策定（ケアマネジメント）が2段階・3段階 で実施されるが、  
にーず ひょうか しきゅうけつてい いったい すすめる  
ニーズ 評価 と支給 決定 は一体のものとして進めるべきである。

りゆう  
○ 理由

じょうき そーしゃる わー かー しえん ちゅうかく しょうがいしゃ じこ  
上記のようなソーシャルワーカーが支援の 中核 とならなければ、障害者 の自己  
けつてい もとづく ちいきせいかつ じつげん  
決定 に基づく地域 生活 は、いつまでも 実現 できないままになってしまう。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

- さーびす ひつよう ひつようせい にんしき  
・サービスを必要 としながら 必要性 を認識 していなかったり、あきらめているよう  
な潜在的 利用者の「掘り起こし」機能
- かぞく むりかい ぎゃくたいとう かいにゆうてき あぶろーち ひつよう しょうがいしゃ しえん  
・家族の無理解や 虐待 等、介入 的アプローチを必要 とする 障害者 への支援
- さーびす りよう あたっ くじょうかいけつ あどぶおかしー きのう  
・サービス利用に当たっての 苦情 解決 におけるアドヴォカシー機能
- ちいきじりつしえんきょうぎかい つうじて ふくしそしきか ふくし ねつとわー く けいせい そくしん  
・地域自立支援 協議会 を通じての福祉組織化（福祉ネットワークの 形成 と 促進）
- みんせいいいん しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん ちいき ふくし  
・民生 委員、身体 障害者 相談員、知的 障害者 相談員 などの地域における福祉  
しげん れんけい ちょうせい  
資源との 連携 と 調整
- ちいき しょうがいしゃ にーず はあく しゃかいちょうさきのう  
・地域における 障害者 のニーズの把握（社会 調査 機能）

りゆう  
○ 理由

じょうき とおり  
上記の通り。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○ 結論

こんご しょうがいしゃふくし さーびす けつてい しきゅう せいど うんえいしゃ  
今後の 障害者 福祉サービスの 決定 と 支給 にあたって、制度の 運営者 である  
じちたいたんとうしゃ そーしゃる わー くきのうきょうか せんもんせい たかめる さいゆうせん  
自治体 担当者 のソーシャルワーク機能強化、専門性 を高めることは、最優先 にす  
べき課題であり、教育、研修 事業の 拡充、そのための 財政 措置は欠かせない。  
ちいきかんかくさ  
地域間 格差がなくなるようにすべきである。

りゆう  
○ 理由

しょうがいていどくぶん てちょうせいど じむてき きかいてき さーびす ていきょう  
これまでの 障害 程度区分や手帳 制度などによる事務的、機械的なサービス 提供  
からは、しょうがいしゃ こべつ に一ず みえて じちたい せんもんしょく いしきてき  
障害者 の個別ニーズは見えてこない。自治体の 専門職 をもって意識的に  
そだつ しくみ もとめられ  
育ていく仕組みづくりが求められている。

ふじおかいいん  
【藤岡委員】

けつろん  
○ 結論

ちいきほうかつ せんたー 民間かんかつよう ふくめてたいせいこうちく しょうがいしゃ じこ けつてい  
地域 包括 センター、民間 活用 も含めて体制 構築 すること、障害者 の自己 決定  
もとづく せいかつ じんけん ほしょう しきゅうけつてい いぎ ただしくりかい  
に基づく生活 と人権 を保障 するための支給 決定 という意義を正しく理解するため  
けんしゅうとう じゅうじつ ひつよう  
の研修 等の充実 が必要 である。

りゆう  
○ 理由

いまだに ぎょうせい うえ めせん にたいする くじょう そうだん べんごし にちじょうてき  
未だに 行政 の「上から目線」に対する 苦情 の相談 を弁護士として 日常的 に  
うけて  
受けている。

ぎょうせい けーす わーかー ぜったいすう ふそく  
行政 のケースワーカーの 絶対数 が不足している。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○ 結論

じちたいたんとうしゃ しょうがい ひと じつたい はあく しえん ひつようせい はあく  
自治体 担当者 が 障害 のある人の 実態 を把握し、支援の 必要性 を把握するため  
そーしゃる わー くきのう ひつよう そーしゃる わー かー さいよう  
のソーシャルワーク機能は 必要 である。そのためにはソーシャルワーカーの 採用 を  
すすめて しょうきぼじちたい さいよう むずかしいばあい しょうがいしゃせいかつしえん  
進めていく。小規模自治体などですぐには 採用 が難しい場合には、障害者 生活 支援  
せんたー そーしゃる わー かー れんけい すすめる  
センターなどのソーシャルワーカーとの 連携 で進める。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○ 結論

ふくしせんもんしよく はいち けんしゅうせいど じゅうじつ ふかけつ  
福祉 専門職 の配置とともに、研修 制度の 充実 が不可欠である。

りゆう  
○ 理由

じちたい なか どりつ せくしょん ふくししょくてき いちづけ けいぞく  
自治体の中に、独立したセクションや福祉 職 的な位置づけがあって 継続 した  
けんしゅうとう うけられる きのう できる かのうせい たかまる かんがえる  
研修 等も受けられるならば、機能出来る可能性が高まると考えるため。

みつますいいん  
【光増委員】

けつろん  
○ 結論

げんじょう ざいげん かんけい しょうがいふくし さびす しきゅうけつてい せいげん  
現状 では、財源 との関係 で 障害 福祉サービスの支給 決定 を制限 したり、  
ひくく じちたい そーしゃる わー くきのういぜん もんだい  
低くする自治体もある。これではソーシャルワーク機能以前の 問題 である。

りゆう  
○ 理由

ざいげんてききせい すくなく こつこふたんきじゅん かんがえ じゅうなん じちたいたんとうしゃ  
財源的 規制を少なくして、国庫負担 基準 の考え を 柔軟 にし、より自治体 担当者  
ほんらいぎょうむ ひつよう  
が本来 業務 ができるようになる 必要 がある。

もりいん  
【森委員】

けつろん  
○ 結論

ふくしりょういき せんもんできちしき ぎじゅつ ゆうするしよくいん さいよう しょうがたいけん  
福祉 領域 の 専門的 知識と技術 を有する 職員 の採用 とともに、障害 体験 を  
しよくいん さいよう かつようならびにしよくいん にたいする てきせつ けんしゅう おこなう  
もつ 職員 の採用 と活用 並びに 職員 に対する 適切な 研修 を行う べきである。  
ちいき しょうがいたうじしゃだんたい れんけい はかり じちたいたんとうしゃ そーしゃる  
また、地域の 障害 当事者 団体 との連携 を図りながら、自治体 担当者 のソーシャル  
わー くきのう きょうか はかる  
ワーク機能の 強化 を図るべきである。

ちいきじりつしえんきょうぎかい みんかん じぎょうしょ れんけい じゅうじつ おこなう  
地域自立支援 協議会 をもとに 民間 の 事業所 との連携 の 充実 を行う ことも  
そーしゃる わー くきのう きょうか ひつよう かんがえられる  
ソーシャルワーク機能を 強化 するために 必要 と考えられる。

りゆう  
○ 理由

しちょうそん げんじょうかんがえる せんもんできちしき ぎじゅつ ゆうし しよくいん きわめてすくない  
市町村 の 現状 考えると 専門的 知識と技術 を有している 職員 は極めて少ない  
げんじょう しよくいん にたいする ふたん おおきい  
現状 があり、そのための 職員 に対する負担もきわめて大きい。

やまもといいん  
【山本委員】

けつろん  
○ 結論

じちたいたんとうしゃ そーしゃる わー くきのう きょうか ぎょうせい さびす きかん  
自治体 担当者 のソーシャルワーク機能の 強化 より 行政 からもサービス機関から  
どりつ あどぼけいと きょうか じゅうよう  
も独立したアドボケイトの 強化 が 重要

りゆう  
○理由

しきゅうけっていけんげん かりに じちたい もた しきゅうけっていけんげん そーしゃる  
支給 決定 権限 を仮に自治体に持たせるとすれば、支給 決定 権限 とソーシャル  
わー く りょうりつ えない  
ワークは 両立 し得ない

**論点 C-3-4)** 推進会議でも、不服審査機関の重要性が指摘されているが、どのような不服審査やアドボカシーの仕組みが必要と考えられるか？

【伊澤委員】

○ 結論

(観点は) ひとつの要素として、支援事業に対して第三者評価が入る仕組みの徹底をはかる。

○ 理由

福祉制度活用においてもインフォームドコンセントの確立は大きな課題。支援の内容公開により、支援の選択権保障を徹底していく。

【石橋委員】

○ 結論

本人や家族の意見を直接に聴く場を設ける。

申請の壁が高ければ、実際には申請できない。この方面での支援体制が必要。

新たな親の支援を含めた後見制度の構築。

○ 理由

高齢者 とくに痴呆を対象とした成年後見制度は、肢体不自由児者には、投票権を含めて不備がある。

【氏田委員】

○ 結論

障がいのある人の訴えをしっかりと聴き、その事案において、調査、アセスメントができる権限を持った、権利擁護機関を都道府県(センター的機能)及び保健福祉圏域(実働機能)ごとに作る必要がある。また地域自立支援協議会、相談支援事業者との強力な連携も法律で規定する必要がある。

本機関は、総合福祉法、障害者差別禁止法、障害者虐待防止法等との関係も明確化するべきである。

○ 理由

不服審査およびアドボカシーに関しては、既存の社会福祉法における苦情解決制度や第三者委員、運営適正化委員会などが機能しているとはいいいがたい、厳密には

だいさんしゃせい けんげん あいまい あどぼかしー きのう はたし  
第三者性や権限が曖昧であり、アドボカシー機能を果たしているとはいえない。ま  
よこはまし なかのく くじょうちょうせいいいんかい いってい こうか ぎょうせいがないが  
横浜市や中野区などの苦情調整委員会も一定の効果はあるが、行政内部に  
いちづけられ かんけい あくせす びり ていー かくほ とう  
位置づけられている関係からもアクセスビリティが確保されていない。さらにNPO等  
ふくし おんぶずまん そしき かくさ いみ ほけんふくしけんいき あくせす  
の福祉オンブズマン組織も格差がある。その意味からも保健福祉圏域にアクセスしやす  
そうだんしえんじぎょうしょ れんけい しょうがいしゃけんりじょうやく きばん  
いまた相談支援事業所などと連携がとれ、障害者権利条約を基盤として、  
じょうやくおよびしょうがいしゃかんけい ほうりつ きてい けんり ようご すいしん だいべん  
条約及び障害者関係の法律に規定されている権利の擁護を推進、代弁してい  
だいさんしゃ きかん そうせつ ひつよう  
く第三者の機関の創設が必要である。

ほそく すうえーでん こども おんぶずまん しょうがいしゃ おんぶずまん そんざい  
補足：スウェーデンでは、子どもオンブズマン、障害者オンブズマンが存在する。  
とうじしゃ そうだん おうじる こども けんりじょうやく しょうがいしゃ  
これは当事者から相談に応じるのはもちろん、子どもの権利条約、障害者の  
きかいきんとう しょうがいしゃけんりじょうやく しんとう ちえつく りこういはん  
機会均等、障害者権利条約がしっかり浸透しているかをチェックし、履行違反  
にたいして かいにゆう けんげん もつ おんぶずまん けんり しんがい  
に対しては介入できる権限を持っているオンブズマンであり、権利を侵害されや  
かたがた ひつよう  
すい方々には、必要である。

#### おおくほいいん 【大久保委員】

##### けつろん ○ 結論

げんこう ふふくしんさ しすてむ みなおし じっしつてき しきゅうけっていないよう しんさ  
現行の不服審査システムは見直し、実質的に支給決定内容について審査できる  
しくみ ひつよう かんがえる かりにしきゅうけっていけんかぎ がいぶきかん  
仕組みとする必要があると考える。ただし、仮に支給決定権限を外部機関のような  
まかせたばあい しちょうそん ふふくもうしたて かのう しくみ ひつよう  
ものに任せられた場合は、市町村からの不服申し立ても可能な仕組みとする必要がある。

##### りゆう ○ 理由

しきゅうけってい しすてむ ばたーんか ほんらい もくてき そこなわ  
どのような支給決定システムであろうとパターン化し、本来の目的が損なわれる  
かのうせい ただす ふふくもうしたて しくみ じゅうよう かんがえる  
可能性があり、それらを正すため、不服申し立ての仕組みは重要と考える。これは、  
こうせい こうへいせい たんぼ かんがえる  
公正・公平性の担保でもあとと考える。

#### おおはまいいん 【大濱委員】

##### けつろん ○ 結論

とどうふけんふふくしんさかい けいしき しんさ ほうりつじょう じりつ せいかつ  
都道府県不服審査会で形式のみを審査するのではなく、法律上「自立した生活  
しきゅうけってい おこなう ぎむ しちょうそん かんがみ じっさい  
できるような支給決定を行う義務」が市町村にあることを鑑み、実際にその  
しきゅうりょう じりつせいかつ じかんすう たりて しんさ ぐたいてき  
支給量で自立生活ができるのか、時間数が足りているかどうかを審査し、具体的な  
さーびす りょう かんこく きのう もた ばあい しんさきかん とどうふけんとう  
サービス量の勧告をできる機能を持たせる。この場合の審査機関は、都道府県等から  
どくりつ だいさんしゃきかん しちょうそんとう かんこくけん もた かはんすう しょうがい  
独立した第三者機関とし、市町村等への勧告権を持たせ、過半数を障害

当事者による組織とすべき。また、都道府県審査会の判断に利用者が不服の場合は、国の不服審査会に申し立てる仕組みにする。

○理由

現在は形式のみ審査する形式審査であり、事実上機能していない。また、県が市の決定を取り消しても、市が月に30分だけ支給量を増やした決定を出すだけの例もある。

精神障害者・知的障害者の権利擁護も含め過半数の当事者による構成が不可欠。

【小澤委員】

○結論

・前述の、総合相談支援センターの中立性が、完全に、たんぽでできれば、このセンターで、苦情対応から不服申し立ての手続きを受けつけ、そこから、都道府県の窓口につなげていく仕組みが必要。

○理由

・直接、都道府県の窓口、に、提起することは、一般的にかなり、ハードルの高い感じがするので、より身近な機関での対応が必要。

【小野委員】

○結論

不服審査請求権とともに、差別禁止法による権利委員会の設置が求められる。

○理由

自立支援法では、補完的な機能を自立支援協議会に期待しているが、現実的ではない。自立支援協議会の有する「調整・提言・報告」機能では問題解決にいたらないため。

【柏女委員】

○結論

障害児関係施設、指定医療機関等における「被措置児童等虐待」の対象に、当該施設や指定医療機関入所中の成人を含めることについて検討すべきである。



りゆう  
○理由

みづから いし ひょうめい ちから よわいせいじん たいしょう  
自らの意思を表明する力の弱い成人も対象とすべきである。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○結論

じゅうそうてき こうぞう かんがえます しちょうそん こういきれんごう けんいき  
重層的な構造にすべきと考えます。市町村ないし広域連合による圏域に  
ほんにん みぢか ふふくしんさきかん じょうぶそしき くに  
本人のもっとも身近な不服審査機関があるべきです。その上部組織として国にいたる  
まだ3ないし4つの段階の機関があるとよろしいかと思ひます。

ほうてきだいきのう せいねんこうけん いたら しょうがいしゃ にたいして きぼう けんり  
法的代理機能（成年後見など）に至らない障がい者に対して希望するものに権利  
ようごしゃ ひつよう そうだんしえんせんもんいん あいだ たつ ぎょうせい  
擁護者をつけることは必要です。相談支援専門員との間に立つことや、行政と  
あいだ しえんじぎょうしゃ かぞく あいだ ようごしゃ ひつよう  
の間、支援事業者や家族との間にたつことのできる擁護者が必要。

りゆう  
○理由

そうだんたいせい さーびす りようかてい しょうがいしゃ まんぞく かんけい  
相談体制、サービス利用過程においてすべての障がい者が満足できる関係を  
けいぞく かぎり こみゆにけーしょん こんなん たよう りがいかんけい ほんね  
継続できるとは限りません。コミュニケーションの困難さ、多様な利害関係、本音が  
かたれない しえん もんだい ごかい すくなく  
語れないことなどを支援することが、問題、誤解を少なくします。

さいとういいん  
【齋藤委員】

けつろん  
○結論

しちょうそん おこなう しきゅうけつてい にたいする ふふくもうしたて しんさ きかん ひつよう  
市町村の行なう支給決定に対する不服申立てを審査する機関は必要である。  
とどうふけん もうける ぎょうせいきかん になう とどうふけん いたく  
都道府県にそれを設けるとしても行政機関がそれを担うのではなく、都道府県が委託  
するものとは当然 障害のある人が過半数を占める構成とすべきである。 障害者  
とうぜんしょうがい ひと かはんすう しめる こうせい しょうがいしゃ  
基本法が定める新たな機関と連動させることも考えられる。

しみずいいん  
【清水委員】

けつろん  
○結論

けんりようごしえん きのうてんかい なか とらえる ひとりひとり たいせつに ところ  
権利擁護支援の機能展開の中で捉える。（一人ひとりを大切にするという所から  
しくみ  
はずれないように仕組みをつくっていく。）

りゆう  
○理由

けんりようごしえん そうだんしえん えんぱわーめんと しえん ほんにん せんざい  
権利擁護支援は、相談支援であり、エンパワーメント支援でもある。本人の存在の  
かち じかく ベース しくみ かどう かんがえて  
価値の自覚のようなものがベースにあって、このような仕組みが稼働するものと考えて  
いきたい。

たけばたいいん  
【竹端 委員】

けつろん  
○ 結論

とどうふけん れべる ひとつ ふふくしんさきかん ひつよう ふふくしんさきかん  
都道府県レベルに一つ、不服審査機関が必要だ。この不服審査機関はあくまでも、  
きめられ しきゅう けつてい なつとく ひと きかん じご きゅうさいきかん  
決められた支きゅう決ていに納得できない人のための機関である(事後 救済 機関)。  
いがい あどぼかしー きかん べつにつくつ ほう  
それ以外のアドボカシーの機関は、別に作った方がよい。

りゆう  
○ 理由

けんり  
権利をまもるためのしくみは、いくつかにわかれる。しきゅう けつてい なつとく  
支きゅう決ていに納とくできない  
ひと けんり ふふくしんさきかん ひつ  
人の権利をまもるためには、不服審査機関が必ようだ。だが、それいがいにも、たとえ  
びょういん しせつ ぐるーぷ ほーむ けんり そうだん ば  
ば 病院 や施設、グループホームなどでのぎゃくたいや権利しんがいの相だんの場が  
ひつ にゅういん にゅうしょ ひと けんり びょういん しせつ  
必ようだ。また、入院・入所している人の権利をまもるため、病院 や施設をお  
とずれて、そこにいる人の相だんに応じるオンブズマンのような仕くみも 必要だ。  
あめりか ふふくしんさいがい さまざま けんり やくわり ひとつ こうてきけんり き  
アメリカでは、不服審査以外の 様々 な権利をまもる役わりを、一つの 公的 権利ようご機  
かん(Protection and Advocacy: P&A)でおこなっている。これは くに ほう おかね  
つけられ、しゅう ぎょうせい き  
州 ごとにつくられた、行政 からどくりつした機かんだ。このような機か  
にほん ひつ  
んを日本でもつくる必ようがある。

たなか のぶ いいん  
【田中(伸) 委員】

けつろん  
○ 結論

ふふくしんさきかん はんすう しょうがいしゃ しめる こうせい ふふく もうしたてられ  
不服審査機関は、その半数を 障害者 が占める 構成 をとり、不服が申し立てられた  
じあん じじつかんけい ちょうさ ぜせいかんこく ばあいによっては めいれい こうひょうとう けんげん  
事案について、事実 関係 の 調査、是正 勧告(場合によっては 命令)、公表 等の 権限  
もつ ひつよう こくないじんけんいんかい せっち ばあい いんかい なか  
を持つ 必要 がある。そして、国内 人権 委員会 が設置された場合には、その委員会の中  
しょうがいしゃぶもん もうけ そうごうふくしほうおよびさべつきんしほう しょきてい はんする かのうせい  
に 障害者 部門を設け、総合 福祉法 及び差別 禁止法の 諸規定 に反する 可能性 がある  
じあん ふふく うけつけ しんさ  
事案について不服を受付、審査するようにすべきである。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ にたいする かくしゅ しえん しょうがいしゃ きほんてきじんけん こうし ひつよう  
障害者 に対する 各種 の支援は、障害者 の基本的 人権 の行使にとって 必要 な  
しえん いちづけられる しえん ふとう せいげん じんけん  
支援として位置づけられるべきであるから、その支援が不当に 制限 されることは、人権  
しんがい かのうせい したがって しえんせいげん しんがい じんけん せいしつ  
侵害 の 可能性 がある。従って、支援 制限 によって 侵害 される 人権 の 性質 をも  
じゅうぶんこうりよ うえ しえんせいげんじょうたい すみやかに かいしょう ひつよう  
十分 考慮 した上で、支援 制限 状態 が速やかに 解消 される 必要 がある。そし  
て、このような支援 制限 事案の 不当性 を 判断 するためには、障害 当事者の 視点か  
はんたん ふかけつ  
らの 判断 が不可欠である。

たなか まさ いいん  
【田中（正）委員】

けつろん  
○ 結論

ふふくしんさ は、どの時点での不服であるかによって 対応 方法 が異なると考える。その  
ため、ソーシャルワークで 提案 した 一連 の流れの中で、どのような不服がどの仕組みの  
対応 によって生じるかを整理し 検討 する 必要 がある。

アドボカシーは、暮らし 全般 においても機能が 必要 であると思われるので、不服審査  
とは別な視点での整理 検討 が 必要 である。

それぞれが課題が 検討 、整理された上で、不服審査とアドボカシーの仕組みの 構築 の  
仕方について 検討 する。

りゆう  
○ 理由

行政 においては措置の仕組みが長かったので、利用者にとっての不服が何か  
判然としていないのでは無いかと思われる。

なかにしいいん  
【中西 委員】

けつろん  
○ 結論

施設から地域に移行し 居宅 内での 人権 侵害 やサービス利用の拒否など 問題 が  
内在化される 傾向 があるので、契約 制度 の中では権利擁護機関は 必ず 配置しなけれ  
ば 問題 が起こることは 最初 からわかっていたにもかかわらずその配置を国は 怠っ  
てきた。また不服 審査会 については 市町村 を管理するのは国の 役割 ではないという  
地方 分権 の理念から 市町村 のサービス低下を見過ごしてきた。このような 重大 な  
誤り を二度と起こさないために、総合 福祉法 では権利擁護機関の義務づけと 現行 の  
不服 審査会 の市の支給 決定 基準 の範囲内であれば 適切 という規定を 削除 して、  
不服 審査会 を機能するように 早急 に改める 必要 がある。

りゆう  
○ 理由

不服審査機関が機能していない 現状 を改め、当事者のニーズが満たされるような  
支給 決定 が行われる権利擁護の機関として機能する機関としなければならない。それ  
とは別に差別 禁止法 で権利擁護機関を各自治体に配置して第3者 機関として 行政 の  
支給 決定 やサービスの低下を防ぐような装置を 構築 する 必要 がある。

ならぎきいん  
【奈良崎委員】

けつろん  
○ 結論

じこ けつてい おもう  
自己決定でやれば、でないと思う。

りゆう  
○ 理由

ほんにん ぴあ かうんせらー たいせつ  
本人のピアカウンセラーが大切

にしたきいん  
【西滝委員】

けつろん  
○ 結論

ほんにん いし そうだんしえんじぎょうしょ だいこう おこなわ しすてむ ひつよう  
本人の意思を相談支援事業所などが代行して行われるシステムも必要

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ けんり ようご きかん しょうがいしゃ みぢか ところ そんざい けんり  
障害者の権利を擁護する機関が障害者の身近な所に存在しないと権利が  
ほしょう  
保障されない。

ひがしがわいいん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいどうじしゃ ちゅうかく いちづけられ かいぜんめいれい じよげん ちから  
障害当事者が中核に位置づけられた、改善命令や助言などのできる力のあ  
る審査機関や、新しい権利をまもる仕組みが必要である。

りゆう  
○ 理由

げんこう ふふくしんさ しすてむ ふくし さーびす しつ こうじょう くじょうかいけつ  
現行の不服審査のシステムや、福祉サービスの質の向上をめざす苦情解決  
システム、第三者サービス評価などが、形だけで中身が伴わないと言わざるをえ  
ない。こうした現状をうちやぶるためにも、当事者中心の本当に効きめのある権利  
をまもるしくみが求められる。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

じりつしえんほう しちょうそん ぎょうせいけつてい ふふく もうしたて きてい  
自立支援法では、市町村の行政決定についての不服申し立てが規定されている。  
これは継続する必要があるが下記の点での改善が望まれる。

- いっぱんてき ぎょうせいきゅうさい しすてむ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ  
・ 一般的な行政救済システムとなっており、知的障害者や精神障害者な  
どの場合には、相談や提訴の支援も含めた総合的な援助が必要である。
- てつづき はんざつ じっさい てつづき じむてき ふたん おおきい  
・ 手続きが煩雑であり、実際に手続きすると事務的な負担が大きい。
- ふふく もうしたて たいしょう ぎょうせいけつてい げんてい じっさい さーびす りよう  
・ 不服申し立ての対象は行政決定に限定されており、実際にサービスが利用

できない げんじつ たいしょうがい  
出来ないといった現実などは対象外となっている。  
いじょう てん ふまえた しくみ づくり ひつよう おもわ  
以上の点を踏まえた仕組み作りが必要と思われる。

りゆう  
○理由

じょうき とおり  
上記の通り。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○結論

しよせさく じっしじょうきょう かんし ふふくしんさきかん じゅうようせい ろん  
諸施策の実施状況の監視をはじめとした、不服審査機関の重要性は論をまた  
ないところである。推進会議が指摘しているように、いわゆるモニタリング機関として、  
ほうてき いちづけ けんとう  
法的な位置づけが検討されるべきである。

りゆう  
○理由

こんかい あらたな せいどせつけい わがくに しょうがいしゃせさく かつきてき へんかく  
今回の新たな制度設計は、まさにわが国の障害者施策にとって、画期的な変革  
をもたらしものになるであろう。その目的にそった継続的な実施を保障するために、  
てきかく けんしょう かか  
的確な検証は欠かせないものである。

ふじおかいいいん  
【藤岡委員】

けつろん  
○結論 ①

しょうがいしゃじりつしえんほう どうにゆう ふふくしんさぜんちしゅぎ ほう じょう はいし  
障害者自立支援法が導入した不服審査前置主義（法105条）は廃止。

りゆう  
○理由 ①

しえんぴじだい そしょう ふふくしんさ せんたく かのう しょうがいしゃじりつしえんほう  
支援費時代は訴訟と不服審査の選択が可能であったが、障害者自立支援法は  
ふふくしんさきょうせいしゅぎ とつ さいばん きゅうさい しょうがいしゃ はてしなく  
不服審査強制主義を採ったため、裁判による救済が障害者にとって果てしなく  
とおく  
遠くなった。

けつろん  
○結論 ②

どくりつせい かくほ ふふくしんさきかん こんほんへんかく  
独立性が確保される不服審査機関へ根本変革。  
こうせいとりひきいいんかい ちゅうおうきかん どくりつぎょうせいいいんかい しぶ  
公正取引委員会なみの中央機関としての独立行政委員会と、その支部。

りゆう  
○理由 ②

しょうがいしゃじりつしえんほう じょう にんいきかん しょうがいしゃかいごきゅうふひ  
障害者自立支援法においては、98条で任意機関として「障害者介護給付費  
とうふふくしんさかい いいん けんちじ にんめい  
等不服審査会」があり、委員は県知事が任命している。  
げんじつ じむきょく ペーパー ついにん きかん けいがいか  
現実には、事務局のペーパーを追認する機関として形骸化している。  
しんさせいきゅう だいいり おこなつ べんごし じっかん  
審査請求の代理を行ってきた弁護士の実感としては

ふふくしんさ しんさかい しょうがいしゃ けんりこうし ぼうがい だんねん やくわり はたし  
不服審査と審査会は 障害者 の権利行使を 妨害 し、断念 させる 役割 しか果たして  
いない。

じょうき けいたい とどうふけん けんげん およば きかん いみ  
上記 のような 形態 にして、都道府県の 権限 も及ばない機関にしないと意味がない。  
また、支給 決定 のナショナルミニマム 保障 を 客観的 に 保障 するためにこのよ  
うな仕組みを作ることは、自治体にとってもメリットがある。

けつろん  
○ 結論 ③

ふふくもうしたて ばあい だいにんしえんせいど こうちく  
不服 申立 の場合の代理人支援制度の 構築

りゆう  
○ 理由 ③

ほうてらす ぎょうせいふふくしんさ だいにんぎょうむ げんそく えんじょたいしょうがい  
法テラスで 行政 不服審査の代理 業務 は原則 として 援助 対象 外。  
ぜいきん ぎょうむ おこなうせんもんぎょうせいかん しょうがいしゃ たいとう ふふくしんさ たたかえる  
税金 で 業務 を行う 専門 行政官 と 障害者 が 対等 に不服審査で 戦える べく  
もなく、審査 請求 事務局 にはハナから 行政 を勝たせようとする姿勢 しかない。  
ふふくしんさせいど しんぼう しょうがいしゃ べんごし しえん  
不服 審査制度 があるとしたら、新法 において、 障害者 が弁護士からの 支援 を  
受けられるよう、代理支援制度を 構築 。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○ 結論

ふふくしんさきかん しょうがい ひと けんり だいさんしゃきかん せっち  
不服審査機関は 障害 のある人の権利をまもるための 第三者機関として設置してい  
く。その上で利用しやすい仕組みとする。申立 があつた場合には、その 担当者 がす  
ぐに出向いて 実態 を把握し、改善 できる仕組みとする。

りゆう  
○ 理由

けいしきてき きかん しょうがい ひと けんり まもる じっこうせい きかん  
形式的 な機関ではなく、 障害 のある人の権利を守るために 実効性 のある機関で  
なければならない。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○ 結論

かんい てつづき みちか きかん しんせい そうほう しゅちょう あきらかに  
簡易な手続きで、身近な機関に 申請 できること。また、双方 の 主張 が明らかにな  
るよう、審査の 公開 と 決定 の 透明 化を図る。

みつますいじん  
【光増 委員】

けつろん  
○ 結論

ふふくしんさせいきゅう かんそか ひつよう とどうふけん あげる まえ  
不服審査 請求 を簡素化し、わかりやすくする 必要 がある。都道府県に上げる 前の  
しちょうそん きょうぎきかん せっち ひつよう  
市町村 での 協議 機関の設置も 必要 でないか

りゆう  
○ 理由

ふふくしんさせいきゅう じかん みぢか しちょうそん れべる かいけつ ほうこう  
不服審査 請求 は時間がかかる。より身近な 市町村 レベルで 解決 する 方向 も  
ひつよう  
必要 。

もりいじん  
【森 委員】

けつろん  
○ 結論

とどうふけん れべる しょうがいとうじしゃ さんかく かんけい せんもんしよく  
都道府県レベルで、障害 当事者の 参画 のもとに 関係 する 専門職 をもとにした、  
ちゅうりつ ふふくしんさきかん せっち じゅうよう  
中立 な不服審査機関の設置が 重要 である。

また、自立支援には、自己 決定、自己 選択 が必須であることを考えると、それらに  
じりつしえん じこ けつてい じこ せんたく ひつす かんがえる  
また、自立支援には、自己 決定、自己 選択 が必須であることを考えると、それらに  
こんなん かんじる しょうがいとくせい ゆうする しょうがいしゃ にたいする あどぼかしー しくみ ひつよう  
困難 を感じる 障害 特性 を有する 障害者 に対するアドボカシーの仕組みは 必要

とされるところであるが、本人 主体性 を担保してアドボカシーの仕組みを整備するた  
ほんにんしゅたいせい たんぽ あどぼかしー しくみ せいび  
とされるところであるが、本人 主体性 を担保してアドボカシーの仕組みを整備するた  
め じゅうぶん けんとう ひつよう  
めの 十分 な 検討 も 必要 である。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ けんり りえき ほご かんてん かんがえれ せいど きかん きょうか きゅうむ  
障害者 の権利・利益を保護する 観点 から考えれば、制度・機関の 強化 が 急務 で  
かんがえる  
あると考える。

やまもといじん  
【山本 委員】

けつろん  
○ 結論

じんそく ぎょうせい どくりつ ふふくしんさきかん ひつよう  
迅速 かつ 行政 から 独立 した不服審査機関が 必要

またそこに 訴えるためのアドボケイトも 必要  
うったえる あどぼけいと ひつよう  
またそこに 訴えるためのアドボケイトも 必要

りゆう  
○ 理由

げんじょう ふふく もうしたて なんねん れい じっこうせい どくりつせい  
現状 の不服申し立ては 何年 もかかる 例 がありまったく 実効性 がなく、 独立性  
たんぽ  
も担保されていない。

また不服を申し立てることが 困難 な人も多いので支援としてアドボケイトが必須  
ふふく もうしたてる こんなん ひと おおい しえん あどぼけいと ひつす  
また不服を申し立てることが 困難 な人も多いので支援としてアドボケイトが必須

こうもく その他  
＜項目 C-4 その他＞

ろんてん ぶんや せんたく けつてい しきゅうけつてい その他 ろんてんおよび  
【論点 C-4-1】 「分野C 「選択と決定」（支給決定）」についてのその他の論点及び  
いけん  
意見

おおはまいいん  
【大濱 委員】

けつろん  
○ 結論

じりつしえんほう かいせい さき こっかい ていあん しちょうそん してい とくべつそうだんしえん  
自立支援法の改正が先の国会で提案され、市町村が指定する特別相談支援  
じぎょうしょ りようけいかく づくり もと しちょうそん しきゅうけつていあん つくる かんりよう  
事業所が利用計画を作り、それを基に市町村が支給決定案を作るといふ官僚  
はつあん かいせい もりこま とくべつそうだんしえんじぎょうしょ しちょうそん してい  
の発案による改正が盛り込まれた。特別相談支援事業所は市町村が指定するべ  
きではない。都道府県が指定すべき。

りゆう  
○ 理由

しきゅう よくせい おこなう しちょうそん しちょうそん ほうしん とくべつ そうだん しえん  
支給抑制を行う市町村がその市町村の方針にそった特別相談支援  
じぎょうしゃ えらび そうだんしえんじぎょうしょ つくるかいごけいかく しきゅうけつてい  
事業者を選び、その相談支援事業所が作る介護計画にそって支給決定するとい  
もんだい おきる  
う問題が起きる

おおはまいいん  
【大濱 委員】

けつろん  
○ 結論

じっさい ちいきいこう かっぱつ おこなつ どうじしゃだんたい しょうがいしゃ すたっふ  
実際に地域移行などを活発に行っている当事者団体の障害者スタッフが  
そうだんしえんいん しかく えられる  
相談支援員の資格を得られるように。

じかんかいご じんこうこきゅうきりようしゃ ちかく そうだんしえん のうほう もつ だんたい  
24時間介護や人工呼吸器利用者など近くに相談支援できるノウハウを持つ団体が  
ばあい しょうがいしゃだんたい ぜんこくだんたい せんしんちいき だんたい えんぼう とどうふけん  
ない場合は、障害者団体の全国団体や先進地域の団体が遠方の都道府県まで  
そうだんしえん ほうほう ひつよう  
相談支援する方法も必要。

また、このようなノウハウのある全国団体等からの密度の濃いサポートを受けてい  
げんち しょうがいしゃだんたい ねん けいけん そうだんしえん してい あたえる  
る現地の障害者団体ならば、5年の経験がなくとも相談支援の指定を与えるべき。

りゆう  
○ 理由

げんこう そうだんしえんいん しかくようけん じっさい ちいきいこう ねんいじょうかっぱつ  
現行の相談支援員の資格要件では、実際に地域移行などを5年以上活発に  
おこなつ どうじしゃだんたい しょうがいしゃ すたっふ しかく うけられ ぜんこくだんたい  
行っている当事者団体の障害者スタッフが資格を受けられない。また、全国団体

だんたい さぼーと みつ ばあい ねんみまん しょうがいしゃだんたい  
からの団体サポートが密にある場合は5年未満の障害者団体であっても、ALS  
じりつしえん こうど しえん おこなわ じっせき だんたい  
の自立支援など高度な支援が行われている実績がある。またこれらいずれの団体でな

ばあい どうきょう だんたい ほっかいどう きゅうしゅう じゅうど しょうがいしゃ そうだんしえん  
い場合でも、東京の団体が北海道や九州の重度の障害者の相談支援を  
おこなつ ちいきいこう おこなわ じっせき  
行って地域移行が行われている実績がある。



おの いいん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

ひつようど はかる すけーる かいはつ せんたく けつてい しえん しゅほう ぎじゅつ かいはつ  
必要度を測るスケールの開発、選択と決定の支援の手法と技術の開発、  
しげん しえん りょうてき せいび  
資源・支援の量的は整備

りゆう  
○ 理由

げんこう しょうがいていどくぶんにてい しんさかい しきゅうけつてい ぶろせす ぜんてい  
現行の障害程度区分認定と審査会、支給決定プロセスを前提としてはならな

い。

なら ざきいいん  
【奈良崎委員】

けつろん  
○ 結論

じこ けつてい  
自己決定

りゆう  
○ 理由

ひつよう さーびす じょうほうていきょう  
そのために必要なサービス情報提供

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○ 結論

しきゅうけつてい なによりも じつたい そくし たいおう のぞま  
支給決定については、何よりも実態に即した対応が望まれるところであり、  
ほんぶかい すすめて じつたいちょうさ いきた うらづけ けっか きたい  
本部会の進めている実態調査が、まさにこの生きた裏付けとなるような結果が期待さ  
れるところである。

りゆう  
○ 理由

せさく けっかん つねにじつたい はあく ふじゅうぶん してき  
これまでの施策の欠陥として、常に実態の把握の不十分さが指摘されてきている  
ので、今回はそうしたそしりを受けないよう、事前にその調査方法の確認と、各委員  
からの意見を十分に聴取することが望まれる。

みうらいいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○ 結論

ちいきせいかつしえんじぎょう なか こじん けんり じょうやく めいじ ぎむてき  
地域生活支援事業の中で、個人の権利として条約に明示されているものは義務的  
けいひ こべつきゅうふ いちづけ しきゅうけつてい おこなう  
経費である個別給付へ位置づけ支給決定を行うべき。

みつますいん  
【光増 委員】

けつろん  
○ 結論

「<sup>せんたく</sup>選択 と <sup>けつてい</sup>決定」を <sup>ほしょう</sup>保障 するためには、<sup>せいど</sup>わかりやすい制度、<sup>じょうほうていきょう</sup>わかりやすい 情報 提供  
<sup>ひつよう</sup>が必要。

りゆう  
○ 理由

<sup>ほうりつあん</sup>法律案 も <sup>つくる</sup>わかりやすく <sup>ほうあん</sup>作るべき。法案 の <sup>ぶんしょう</sup>文章 は <sup>なんかい</sup>難解 である。<sup>つくり</sup>わかりやすく 作り、  
さらに <sup>ばんしょん</sup>やさしいバージョンも <sup>さくせい</sup>作成 するように <sup>いま</sup>今から <sup>ろんぎ</sup>論議する <sup>ひつよう</sup>必要がある。

もりいん  
【森 委員】

けつろん  
○ 結論

<sup>ちいきかくさ</sup>地域格差を <sup>ふせぐ</sup>防ぐためには、<sup>ちいき</sup>地域における <sup>かくさ</sup>格差の <sup>ぜせい</sup>是正 とともに、<sup>じれい</sup>事例や <sup>せんたく</sup>選択 すべき  
<sup>さーびす</sup>サービスメニューの <sup>めいゆー</sup>実際 やその <sup>じっさい</sup>創生 に関する <sup>じょうほう</sup>情報 などを <sup>しゅうしゅう</sup>収集、<sup>かこう</sup>加工、<sup>はっしん</sup>発信 する  
<sup>きのう</sup>機能が <sup>ひつよう</sup>必要 である。これらをもとに <sup>ちいきかくさ</sup>地域格差が <sup>しょうじない</sup>生じないように <sup>しょうがいどうじしゃ</sup>障害 当事者、<sup>しえんしゃ</sup>支援者、  
<sup>ぎょうせいたんとうしゃ</sup>行政 担当者が <sup>ちいき</sup>それぞれの地域の <sup>とくせい</sup>特性 に <sup>おうじた</sup>応じた <sup>じゅうじつ</sup>充実 した <sup>しえん</sup>支援を <sup>はかる</sup>図る <sup>ひつよう</sup>必要がある。

りゆう  
○ 理由

「<sup>せんたく</sup>選択 と <sup>けつてい</sup>決定」（<sup>しきゅうけつてい</sup>支給 決定）について <sup>ちいきかくさ</sup>地域格差が <sup>しょうじるかのうせい</sup>生じる 可能性がある。